

平成21年第1回玉城町議会定例会会議録(第2号)

1. 招集年月日 平成21年3月6日

2. 招集の場所 玉城町議会議場

3. 開 会 平成21年3月9日

1番	小林 一 則 君	2番	風 口 尚 君
3番	山 本 静 一 君	4番	高 木 市 郎 君
5番	鈴 木 加奈子 君	6番	東 谷 富 雄 君
7番	小 林 豊 君	8番	中 瀬 信 之 君
9番	山 口 和 宏 君	10番	奥 川 直 人 君
11番	野 口 繁 君	12番	川 西 元 行 君
13番	前 川 夫 君	14番	中 野 勇 君

5. 不応召議員 な し

6. 出席議員 14名

7. 欠席議員 な し

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長	辻 村 修 一 君	副 町 長	坪 井 信 義 君
教 育 長	山 口 典 郎 君	会 計 管 理 者	森 島 千 里 君
総 務 課 長	中 郷 徹 君	税 務 住 民 課 長	松 田 幸 一 君
生 活 福 祉 課 長	林 裕 紀 君	上 下 水 道 課 長	小 林 一 雄 君
建 設 産 業 課 長	前 田 浩 三 君	病 院 老 健 事 務 局 長	田 間 宏 紀 君
教 育 事 務 局 長	辻 誠 君	農 林 商 工 課 長	田 畑 良 和 君
政 策 財 政 担 当 課 長 補 佐	中 村 元 紀 君	総 務 担 当 課 長 補 佐	田 村 優 君
教 育 委 員 長	加 藤 禎 一 君	監 査 委 員	松 田 隆 生 君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	大 南 友 敬 君	同 書 記	高 井 美 江 君
同 書 記	中 川 泰 成 君		

10. 提出議案

日 程

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 町政一般に関する質問

(午前9時 開会)

議長(小林一則君) 只今の出席議員数は14名で定足数に達しております。よって、平成21年第1回玉城町定例会第2日目の会議を開会致します。

本日の議事日程はお手元に配布通りであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

3番 山本静一君

4番 高木市郎君

の2名を指名いたします。

議長(小林一則君) 次に日程第2．町政一般に関する質問を行います。

それでは最初に8番 中瀬信之君の質問を許します。

8番 中瀬信之君

8番(中瀬信之君) おはようございます。議長の許可を頂きましたので通告書に従いまして一般質問をさせて頂きます。今回の質問は少子高齢化社会に向かう我が国の実態に合わせた高齢者施策の中で、特に高齢者雇用の在り方についてお伺い致します。我が玉城町は福祉政策に重きを置き今まで着実に政策実行に向け努力されてきた事と思います。この方向性は我が町玉城町として内外に誇れる優良な政策であると私は思っております。我が国の人口推移は少子高齢化へ向け急速に進んでいるのが現状であります。町長は我が町の人口は県下でも数少ない、将来に向け人口が増加する町と言われておりますが我が町に於いても少子高齢化への流れは同じであります。総務省発表の我が国の人口推計に於ける高齢化率65歳以上の人口割合であります。2010年には22.5%2030年には29.6%になると予測されております。国民の約3人に1人が65歳以上の高齢者になる訳であります。少子高齢化社会の到来に対応した地域社会の基盤整備を急がなければなりません。これからの地域活性化の大きな役割を持っている高齢者の雇用体制を作り、少子高齢化社会の中で元気な高齢者が支援を必要とする高齢者及び住民を支援し、若い世代の子育て支援をする事が出来れば、我が玉城町は人々が心の豊かさを味わえる素晴らしい町になるのではないのでしょうか。当町に於ける高齢者雇用の大きな柱であるシルバー人材センターの運営は十分に雇用のニーズに答えているのでしょうか。又利用している地元住民の皆さん方は満足してシルバー人材センターを利用しているのでしょうか。シルバー人材センターに登録をされている会員の皆さん方は、豊かな知識や経験を社会の為に誰かの為に活かす事で地域社会への貢献、健康維持、家計の補助等多くの役割を持っております。しかしシルバー人材センターの役割として高齢者の皆さん方に仕事の場を提供するだけが大きな目的ではありません。仕事を依頼する人、利用者のニーズが無ければ仕事をする事が出来ません。利用者ニーズの多くは自分では出来ず助けが必要である為に仕事を依頼するのであると思っております。

仕事を提供する人、仕事を依頼する人様々な理由があります。その双方が納得しお互い感謝出来る仕組みが重要であります。先般テレビで他県のシルバー人材センターの状況が放映されていまして。内容はその地域に根ざした利用者ニーズに合った職種を紹介し高齢者が元気に仕事し、利用者に感謝される仕事の内容でありました。行われていた仕事の内容は高齢者がチームを組んで自動車の洗車を行う事や又一人暮らしの高齢者の自宅の切れた蛍光灯の取り替え又換気扇の付け替え、子育て支援の応援等でありました。皆さんが明るく元気に仕事し利用者は感謝をしていました。これから望まれるシルバー人材センターの在り方は利用者がどの様な職種を望んでいるか。いかに利用者ニーズを捉えるかが重要なポイントになると思います。各地域の元気な高齢者が高齢者を含めた人々を助けるシルバーお助け隊が活躍出来る地域環境が必要であると思います。我が町のシルバー人材センターの体制を踏まえ3点の質問を致します。1点目でございます。現状の運営は社会福祉協議会の中で行っておりますが、県内の市町の運営方法を見ると社団法人化が進んでいますが当町で考える理想的な高齢者雇用センターの運営方法について伺います。2点目です。今後急速に高齢化が進むわけでありましたが雇用拡大に向けた高齢者雇用の必要性について伺います。3点目です。現状のシルバー人材センターの要員と職種で利用者の満足を得ているのでしょうか。今置かれているシルバー人材センターの内容をお伺い致します。

議長(小林一則君)8番 中瀬信之君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 中瀬議員から高齢者の施策について3点にわたってのご質問を頂いたわけです。ご質問の中にもございましたように先人の皆さんのご理解や、取組で福祉の町づくりが進められてきたというふうな事に対して本当に喜んでいる次第であります。昨年末の厚労省の人口問題研究所の調査結果での数値をいろんな機会に報告させて頂いておりますが2035年の人口が三重県下で3つの町が現在の人口を下らないというその中に玉城町が存在しているわけでありまして、65歳以上の人口がどういう状況になるかという65歳以上の方が人口に占める割合が最新のデータですと21.3%という事になっております。そして26年先の2035年にどうかと言いますと32.5%というふうな数字が推計として出ているわけでありまして、まさにご質問にございましたように少子高齢化の中で高齢者の皆さん方がそれぞれの体力に応じた日常生活に密着した形での仕事を、組織的に提供していくというふうな役割のシルバーセンター事業が必要であるというふうに考えている次第でありまして、このシステムは昭和50年代に発想されそれがずっと今日の社会で大変重要視されてきているところであります。まずシルバー人

材センターの理念なり理想という事が事業に取り組む上で重要だと思いうわけでありまして、自主自立協働供与という言葉で端的に言い表されておりますけれども、地域の高齢者の皆さん方が自主的な連帯の基で共に働き、共に助け合い、又それぞれの能力を十分に発揮して頂く事で地域社会が活力を生み出していく。そして豊かで実りある高齢者社会の実現を目指すというのがシルバー事業の理念と理想とする所でございます、まさにシルバー人材センターとはこの理念を実現するものだというふうに考えている次第でございます。そこで玉城町といたしましても、既に取組は進めさせて頂いておりますけれども平成21年度にシルバー人材データの管理システムを予算計上させて頂いているところでございまして22年度にその検討し23年度には法人化として設立を進めたいという考え方を今持っているところであります。こういう時代でありますから高齢者の皆さん方が地域で活躍して頂きます事が、社会全体の発展に大きな影響が生じてくると思っている次第でございます。生活福祉課長の方からシルバー人材センターの現状等についても質問を賜っておりますので補足をいたさせますのでよろしくお願ひします。

議長(小林一則君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) それでは最近のシルバー人材センターの現状につきまして説明させて頂きます。今年1月末現在で男性の方で69名女性の方で37名合計106名の方が会員としてご登録頂いております。60歳以上と仮定いたしますと2.5%という入会率になっております。業務の内容でございますが大まかな仕事で分類しますと56名の方が公共分野の方に、又民間の方には33名の方その他の方が17名。そういう業務に106名の方が就いて頂きました。契約金額につきましては19年度の実績でございますが5千954万4千720円が契約金額でございます。又件数につきましては19年度370件の受注を受けております。就業の総延べ人数につきましては1万1千112名の方が携わって頂いているというのがシルバー人材センターの現状でございます。

議長(小林一則君) 8番 中瀬信之君

8番(中瀬信之君) 今内容をお聞きしましたが要員だとかについて県全体の19年度実績の中で、公共分というのが約30%で民間分が約70%事業量。玉城の場合は公共分が65.8%で民間分が34.2%。玉城町の人材センターとしては、公共関係の仕事に従事する方は非常にたくさんお見えになると思ひますが県全体とか全国的な統計を見ると一般民間の方からの要望に対する仕事の割合が非常に多いと思ひしております。そういう中において我が町の利用される方々のニーズがあろうかと思ひますがそういう方のニーズを十分に受け入れておられるのかその辺をお聞きしたいと思ひます。

議長(小林一則君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) 確かに会員数も2.5%の比較より多い方ではございません。金額は年間6千万ということで金額ベースではして頂いていると感じるのですがやはりおっしゃる通り、公共分野の方が多くて公共分野の方でご活躍願っていると感じております。今までも広報活動として『社協だより』それから行事がありますと、ちらし等配って周知はしているのですがやはり利用数が民間の場合余り伸びないというのが実情でございます。今年は当初の予算でもシステムと申しますかどなたがどのような職種に適してみえるか又皆さんに働いて頂く機会を公平に持って頂きたいということで、どなたが何時間どういう作業に就かれたかという事をもう少しシステムチックに精査して今後は皆さんにもっとして頂きたい。それから受注をさせて頂いた主な仕事の内容につきましても、こういう仕事については少ないとなればそういう職種の方を募集するとかいろんな方向で皆さんのニーズに答える格好で今後も業務を拡充していきたいとこのように考えております。以上です。

議長(小林一則君) 8番 中瀬信之君

8番(中瀬信之君) 今お伺いしたところによりますとこれから利用者の要望を聞いていきたい。今まではどうして出来ていなかったかという事もあるかと思いますが今はインターネットが非常に発達していて社協のホームページを見ますとその中でシルバー人材センターの仕事の内容とかそういう事が書いてあります。現在どういう仕事が出来なのか見ますと草刈り、草取り、剪定、ペンキ塗り、配達、清掃、介助、掃除、宛名書き、大工、バス運転、管理業務、雑益という項目で書いてあります。この中にはそういう注文をするに当たっては、この業務が実際どういう金額で行われているのかという項目が入っていない。希望する皆さん方にとってはどういうふうに仕事を依頼してどういうふうに対処して良いのか分からない。詳しくは例えば事務所に聞いて下さいという事が書いてありますが、他の市町を見てもこのシルバー事業についてはこれからの雇用体制等を考えるともっと充実していかなければならないという事で詳しく内容が載っております。例えば外出時の病院とか買い物の手伝いをします。換気扇の取り替えをします。子守をいたします。家庭教師、皿洗い、事細かに書いてその中に価格設定というようなものが書かれている。やはりきめ細かな事がなされないとかいう高齢者雇用特にニーズを重視した政策には至らないかと思っております。今課長がこれから雇用者ニーズをいかに取り入れてこの人材センターを発展させていくかと言われましたが実際に町の広報には人材センターの内容も載っていないとかそういう事もありますので、これからはそういう事を含めて進めていく方が良いのではないかと思っております。それから23年度に法人化の方向

に進んでいると今言われましたが、法人化という方向については県下及び他県についても非常に進んでいると聞いております。三重県では16の団体になっている。この21年度には熊野市と明和町でも法人化が進むというふうに聞いております。愛知県とか静岡県では100%進んでいるという事もありますので、将来的には我が県もそういう方向に進んでいくのかというふうに思いますが、そういう事が進むことによっていろんな国からの補助とか町の補助もあって、ますます高齢化雇用が充実されるのではないかとというふうに思いますが当面行います利用者からのニーズを具体的にどのような格好で受け入れたいか再度お伺いしたいと思っております。

議長(小林一則君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) やはり広報活動等でどのような手助けをして頂きたいか住民が待っているかという事を周知するにはケーブルテレビ等という仕事をやっているか「こういう事を助けてもらえるのか。こういう事をしてもらえるのか」という事を職種の内容を紙ベースで列挙するだけではなくて映像をもって紹介していきたいという方向で活動しながら、先程言われました職種の金額や申し込み方法等仕事内容を分かりやすく説明して、こういう事が出来ないかというご質問を頂ければ、それに対して提供してもらう会員を募集する方向で今後は進めていきたいと考えております。

議長(小林一則君) 8番 中瀬信之君

8番(中瀬信之君) 今後についてはそういう媒体をいろいろ使いながら広報に努めていく。現状各利用者から聞いている具体的な内容がありましたらお聞かせ願えますか。

議長(小林一則君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) やはり多いのは掃除とかそれから剪定、草刈りというものが多うございまして、他に特殊な仕事というのは要望としてはありません。軽作業が多い。

議長(小林一則君) 8番 中瀬信之君

8番(中瀬信之君) 作業的には軽作業が多いというふうにお伺いしましたが一番始めにも述べましたが高齢化が進んでいる中において3人に1人は65歳以上という高齢化に向けて進んでいく。この中には元気な方も非常にたくさん見えて元気な方は仕事をする。だけど一人暮らしや介護という中で生活されている方も同時に増える。そういう環境の中で利用者が望んでいる仕事をいかに取り入れていくかというのは、行政の大きな役割になるかと思っております。そういう面では本当に事細かく利用される方々の意見を取り入れる仕組みを作っていく事が重要であるかというふうに思っております。一人一人の要望を取り入れることが非常に重要だと思います。それから町長はナンバー1を

目指すということをよく言われておりますが特にそういう事を言われるという事は、弱い立場の方の意見に耳を傾けるという事が福祉に大きいと考えております。この福祉政策全体を見ますと高齢者雇用の政策についてはごく一部かも分かりませんが高齢者の皆さん方が生き甲斐を持って仕事をしてそれで感謝をされる。又それを利用する住民の皆さん方が喜んで感謝出来る豊かな町づくりが非常に大事であると考えております。その為には受け入れ態勢の強化というものが一番と考えております。これは大きな予算がかかるとかは余り発生しないと思いますので、この体制を強化していく事をお願いしたいと思います。そういう事をすれば自ずと身近な福祉という面で充分力が発揮出来ると思いますのでよろしくをお願いしたいと思います。これで私の質問を終わらせて頂きます。

議長(小林一則君) 以上で8番 中瀬信之君の質問は終わりました。

次に2番 風口尚君の質問を許します。2番 風口尚君

2番(風口尚君) 只今議長のお許しを頂きましたので通告に従いましてお尋ねしたいと思います。3点ございます。1点目はファミリーサポーター制度につきまして、2点目はコミュニティー助成事業につきまして、3点目が保育に関する決議という事でございます。

まずファミリーサポーター制度につきまして私は3回目の取り上げかと思っておりますけれども、子供さんを抱えておられる保護者の方々が急な時冠婚葬祭とかあるいは病気とかケガとかそういった時に予め登録してありますサポーターの方々がおうちで保育するといった制度でございまして、この頃は昔のように向こう3軒両隣りあるいは地域のコミュニティーが昔は生きておりましたけれども、今はなかなかそういった付き合いが難しいといった時代でございます。又町外から引っ越して来られた方々等身寄りが無かったりあるいは友人がなかったりという時に明るい材料というのがこういったファミリーサポーター制度ではないかというふうに思っているわけでございますけれどもいつも言う事でございますけれども前回は健康センターの代表と玉城町でも展開出来ないか話を進めているので、もう少し待ってくれという答弁でございました。まず現状からお聞きしたいと思いますけれどもサポーターの養成は当然なさっていると思いますけれども、そういった活動状況それから利用会員あるいは提供会員、支援会員の方々の数それから年間の利用件数又いろんな利用におきましても内容があるかどうかと思います。上の方の1番多い内容を言ってもらえれば良いわけでございます。よろしくをお願いしたいと思います。

議長(小林一則君) 2番 風口尚君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 風口議員からまずファミリーサポート制度の現状についてお尋ねでございまして、具体的な内容は後補足を担当課長からさせますけれども現状について子育てサポートの養成と活動状況というお尋ねでございます。この子育てサポーターの養成と活動というのは若干ファミリーサポーターの制度とは違いまして目的は町がいろんな子育ての講座を開催しているわけでありまして、その時の保護者の方の支援をするという事でございます。つまり保護者の皆さんがそういう講座に参加しやすいような形でお子さんをお預かりする。これは今そのお手伝いをするサポーター養成講座を開催して41名終了されて登録されている。有償ボランティアという事で1時間当たり700円をお支払いさせて頂いている。只今申し上げましたように町が主催しますところの子育て講座時のお預かりする支援とか、あるいは母子保健事業の検診の時の補助をするとかあるいはガン検診等集団検診の時の子供さんをお預かりするそういう支援をするお仕事です。そういう事でございます。それからファミリーサポートにつきましては提案説明でも申し上げておりますように、現在までは正式に委託をお願いしているという事ではありません。伊勢のNPOの方の好意でお願いしていたという経緯でありますけれども平成21年度に正式にファミリーサポートの制度の中に委託していきたいというふうに考えている次第でございます。しかし最近になってこのファミリーサポートの関係がもう一度事業の必要性から三重県に於いて再編されるという状況になってきてございまして、それを相手方の契約先が今後具体化してくるというふうに聞いておりますので、いろんな子育て面で困っている保護者の皆さん方の対応が出来るような対策を講じて参りたい。という考え方でございます。どうぞよろしく申し上げます。

議長(小林一則君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) それでは子育てファミリーサポートの現状ですけれども当町では独自のファミリーサポート制度はございませんが以前19年度までですが伊勢市の方で委託をしております伊勢ファミリーサポートセンターの方と一緒に預かって頂いていたという実績がございます。20年からは伊勢ファミリーサポートはあくまでも伊勢の母体という事で伊勢と契約するという事でお預かりして頂いておりません。19年度の実績を申し上げますと依頼会員は7名でございます。延べ利用件数が210件という事で19年度は伊勢ファミリーサポートの方でお預かりをお願いしたということになります。この利用状況は大きく4項目が7割を占めますが保護者の病気とかその他の緊急の場合の援助というのが26.8%。保育所幼稚園の迎え及び帰宅後の預かりというのが15%。塾、習い事前の預かり及び送りが14.2%。

学童保育の迎え及び帰宅後の預かりが12.4%。ほぼこれで7割を占めています。以上です。

議長(小林一則君) 2番 風口尚君

2番(風口尚君) 今子育てサポーターという事で扱っておられて活動なさっておられるという事ですけどファミリーサポーターとかちょっと違うわけですね。このファミリーサポーターというのは町長の答弁にありますように確かに今年度の予算に200万計上されておりましてNPO法人と伊勢ファミリーサポートセンターとの委託契約というふうなことをなさるといふ今の答弁でございました。私思うのですが200万もかけて伊勢に委託するということであれば玉城町単独でどうして出来ないのか。伊勢でという事になりますと町内のお母さん方大変お困りではないだろうか。町内で依頼会員なりサポーターがいらっしゃるとやはり急な病気の時でもスムーズに利用出来るのではないかと思うわけでございますけれども、その辺りはどういったお考えで伊勢の方に委託契約されるのかお聞きしたいと思います。

議長(小林一則君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) この伊勢ファミリーサポートセンターの他に津の方で緊急のファミリーサポート事業で病後時や緊急時の預かりを24時間体制で緊急サポートネットワーク事業というのが厚生労働省の事業であったわけでございます。これに基づきまして平成17年度からNPO法人の三重県子供NPOサポートセンターというのが設立されております。ところがこの厚生労働省の子育て支援事業の緊急サポートネットワーク事業というのが本年度で終了することによりまして、こういうような昼間とか夜ではなしに夜間も含めたサポート事業が出来なくなるということで、従前のファミリーサポートセンターつまり病後時の預かり事業を担う事になるのが合算されまして一緒に今度設立されるということになります。ですからこの辺の事を考えていきますと今後進み具合としては24時間体制で預かっていく方向でこういう緊急と今までのファミリーサポートセンターを結合してやっていきたいと考えております。為に津の方の三重県子供NPOサポートセンターという所が県内に9つ位伊勢のファミリーサポートセンターのようなものがあります。そこを1つに纏めて玉城町は21年度この三重県の子供NPOサポートセンターという中心になる所と契約してその後どのような経過になるか。実際は伊勢ファミリーサポートセンターと間接的な契約になるかと思うのですがこういう方向で契約を考えて24時間体制出来るようやりたい。その為にはサポーターの方々が見えないと当然運営出来ないわけですからその辺の委託とサポーターの養成講座もNPOのサポートセンターの方へお願いして今後募集を募っていく。それに対しては行政も広報をいろんなケーブルでサポート

はしていきますけれど当面こういう方向でやっていきたい。その後サポーターの構成が玉城町内でたくさん見えるという事であれば、玉城町内で出来る事があれば当然玉城町でやっていく。地域の子供たちは地域のお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんで見えていくという姿にもっていきたいと思いますがこういうような様々な24時間体制でおこなっていこうと思いますとしばらくの間事業運営は委託でいこうかと今は考えています。以上です。

議長(小林一則君) 2番 風口尚君

2番(風口尚君) だいたい分かりましたけれどもそれで小回りが効くのかと私は思います。これだけ玉城町は子育てに関して町長のおっしゃるよう到大変充実していると私は思うわけでありましてその中でこのファミリーサポート制度というのがどうも遅れているという気がしておりまして何度もお尋ねするわけですが、町単独で今後出来る方向でのお考えは依頼者が少ないからというお考えなのかどうか。そういう事でもないのですか。依頼者が少ないからそこまで出来ないというお考えがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) ファミリーサポート制度の町独自というのはおっしゃる通り理想だと思いますけれども件数も少ないという部分もありますけれども、問題は緊急に子供をお預かりするとか、あるいは又24時間体制でサポートするというふうなことでありますから現実問題非常に夜間のサポートして頂く人材の確保というのはなかなか厳しいものがございます。看護師さん等の人材確保も大変厳しい世の中になってきておりますので、そういった面で出来るだけ広域と言いますか共同して運営させていただく事がコスト面では非常に良いという判断をさせて頂きたいと思っております。将来的にこの事は考えていきたいと思っておりますけれども、現在における状況の中ではコスト面あるいはサポートして頂く人材の確保は非常に厳しい状況でございますのでご理解を頂きたいと思っております。

議長(小林一則君) 2番 風口尚君

2番(風口尚君) 今後共保護者の支援をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは2点目に入りたいと思っております。コミュニティー助成事業という事でこの事につきましては昨年度野口議員からもご質問がございましたので、重複する部分もあろうかと思っておりますけれどもご理解賜りたいと思っております。この事業は宝くじ受託事業収入を財源といたしまして地域住民の行うコミュニティー活動に助成を行う事によりコミュニティーの健全な発展を図るといった事を目的としているという事でございますけれども、今地域が元気になる

ような町づくりとかあるいは地域づくり、村おこしという事がそれぞれ懇談会あるいはプロジェクトであったり様々な地域づくりが日本全国で行われているわけですが、三重県も1月31日『美し国おこし・三重』という事で玉城町が三重県トップで皮切りになったようにございますけれども座談会をして頂きまして31団体42名という報告を頂いておりますけれども、確かにたくさんの方がいらっしやいましてスタッフの皆さんも慌てて机を出すような状態でもございましたけれども、そんな中で大変こういった今町づくりというのが非常に重要なテーマになっているかと思っておりますけれどもコミュニティー助成事業につきましてまず今までの交付申請の件数を不採択も含めましてお聞きしたい。それからこの事業の周知でございますけれども、どういった周知をなさっているのか。あるいは今後の取組という事で玉城町も玉城版の地域コミュニティー事業という事でこの4月から自治区に助成事業が出来るという事でございますけれども今申し上げました『美し国おこし・三重』との整合性をどのようにお考えなのかお聞きしたい。それから他にこういった助成事業というのがいくつか私はあるかと思っておりますがあまり聞こえてきません。聞こえてきませんけれども、そういったものがあるのかどうかその点お聞きしたいと思っております。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 具体的な内容のお答えは総務課長からいたさせますけれどもコミュニティー助成事業というのは議員もご承知のように従来から宝くじの収益金を原資といたしまして、そして自治総合センターが実施している事業という事でございました。この目的というのはまさに地域のコミュニティー意識の高揚をはかっていくという事でございましてどこが対象になるのかと言うと、これは町がまずやる事業あるいは自治区がやる事業あるいはそれぞれの区の連合体がやるような事業というものとなってきておりました。従いまして町としてもストレートにいろんな団体の方あるいは自治区からのいろんな要望等お聞きしながら、出来るだけ有意義な事業を採択して頂けるように養成活動をして参りました。これが非常に人気良くてどこの自治体も取り合いという事でございました。採択を受けて来ましたが現実にはなかなか厳しい状況でもございました。そんな中で今お話もございましたようにそれぞれの地域住民の皆さん方、グループの皆さん方主体で勿論行政も一緒になって、地域を盛り上げていこうという事にならないと大変な厳しい時代でありますから、乗り越える事が出来ないという事はご認識頂いている通りでもございまして、今回も『美し国おこし・三重』と併せて玉城町版の地域興しというふうな、いろんな取組を進めさせて頂きたいと考えているところでございます。国県が実施しているたくさんのメニューが溢れている位ですが

そういうふうな情報もキャッチしながら住民の皆さん方にもお知らせさせて頂くという事に力を入れてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議長(小林一則君) 総務課長 中郷徹君

総務課長(中郷徹君) まずこれまでコミュニティー事業に申請してきた件数についてでございます。これまでの申請件数は平成14年以降で延べ5件の申請をしております。延べと言いますのは1度不採択になったものにつきましても再申請をした事も含めて延べ5件の申請をしております。この内2件が採択されておりました、これ以前の状況という事になりますと平成元年から平成13年の間の採択件数は3件というふうに把握しているところでございます。それからこの事業の自治区なり各団体への周知の方法についてでございますが従来自治総合センターが周知広報しているといった事でこれを主にしていたところでございまして、町といたしましては各課に寄せられます相談、補助申請といったものの内容に応じまして申請を助言するような形で行ってきたということでございます。今後につきましては広報誌等活用いたしましてこの制度の紹介をいたしていきたい。採択事例等につきましてもそういった形で紹介いたしていきたいというふうに考えております。他事業との棲み分け、整合性というふうな事でご質問を頂いております。事業の目的や対象者それから支援対象の経費、支援額といった事がそれぞれの制度によって差がございます。そういった事がございますのでそれに依りて整理をしていきたいと考えております。例えば『美し国おこし・三重』につきましては対象支援が初期導入経費という事になっておりますし、支援額は中程度という事でございます。コミュニティー助成につきましては支援対象が同じく初期導入経費となっておりますが支援額が大きい。ところが採択が困難な場合もあるという事でございますし、今回ご提案申し上げております地域活性化助成につきましては活動経費というふうな事で、これは継続してのものについても対象にする場合があるという事でございます。ところが支援額が小さいというふうな事がございますので、それぞれの内容に応じまして整理をいたしていきたいと考えているところでございます。最後に類似する国県の事業についてでございます。町長が申し上げましたように様々な制度というものが国県から示されているところでございます。地域活性化助成事業なり構造改革といった事が、これに当てはまるのではないかとというふうに考えておりますが、それぞれの事業の必要性に応じまして担当課が把握をいたしている現状でございますのでこれにつきましてもコミュニティー助成事業と同様に広報誌等を通じてその制度、主旨、内容といった事の周知をはかっていきたいというふうに考えております。

議長(小林一則君) 2番 風口尚君

2番(風口尚君) 詳しく言っていました。コミュニティー助成事業はどうして私は取り上げるかと言いますと、今地域づくりとか町づくりとかいう事で大変一生懸命で三重県でも6年間で36億といった予算組まれると聞いておりますけれども非常に一生懸命やっている中で、あまり助成というものについて聞こえてこない部分がございます、私も団体にも所属しておりますし自治区にも入っておりますけれども「こういう制度があるのですよ。これを利用してもっと活動しましょう」とか今お答え頂きましたけれども周知がされていないというふうに私は残念ながらそう思う。何故かと言いますと若い人達に、これからこういった地域づくりをやってもらわないといけないと思っておりますけれども先程も申し上げましたように1月31日の座談会で第1回の事ですから結論付けるわけではないですけれども、若い方の参加は私が見て私なんか若い方であった気がします。その辺がこれから大事じゃないかとそういうふうに思いますのでこういったコミュニティー助成なりそういった事で指導頂きまして、又情報提供して頂きまして今後の町づくりをお願いしたいと思うわけでありまして、ある研究所が小学生を対象にされたそうですけれども調査しましたら今の子供たち、玉城ではないですけど「えらくなりたい」とか、あるいは「暮らしていける収入があればのんびりと暮らしたい」という事で未来に夢を持つというのではなく、現実を無難に生きようという考え方の子供たちが増えてきているという統計がございました。これは外国に比べると日本が非常に多いそうでございます。昨日の新聞でもそうでございますけれども今の若い方『草食系男子肉食系女子』というような書き方でどうも女性は強いのですが、男性は非常に競争意識が薄いというような事が書かれておりましたけれども私もそう思うのです。これは背景が違いますけれども自分達が青年の当時と比べると今の若い人はどうもバイタリティーが少ないように感じますし、その辺りが希薄化しているのではないかと思うわけでありましてこの地域づくりという事でやはりそういった若い方に指導頂いたり、あるいはお金での助成ばかりではないのですが、活動がしやすいような支援と言いますかそういう事がとても大事ではないかと思うわけでありまして、団体によっては非常に熱心で自分達で「こんな制度は無いのか。こんな助成は無いのか」というふうに積極的に情報収集するというような事が私は一番理想だと思うのですがなかなかそうはいかないわけございまして、その辺りを丁度今年そういった事業が始まるわけでございますので一生懸命本腰を入れてやって頂きますと結構だなと思いましたのでこのテーマを挙げさせて頂いたような次第でございますけれども、今申し上げました事についてお考えをお願いしたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) まさに住民の皆さん方が地域興しに参画してもらう中で特に議員お話のように、若い方が非常に少ないというふうな事もあるわけですが、何とかこの三重県も今後6年間今までの一過性の様な祭りではなくて遷宮に向けて、それぞれの地域が持続可能な社会として発展していけるような取組が必要だというお考えでありますし、玉城町におきましてもそうした地域興しの取組を進めて頂いているという事でありまして、さらにその取組を広げていく必要があるのではないかと考えている次第でございます。具体的なこういういろんな助成制度があるという事は、当然情報をこれからも精一杯流ささせて頂くという考えでありますしそんな中で「こんな事を計画しているのだが何か良い助成あるいは支援はないか」という問い合わせを頂くようなそういう住民の皆さん方同士あるいは行政と住民の皆さん方とのコミュニケーションをよりはかっていくというそういう事の必要性があるのではないかと認識をしているわけでありまして、今後もこの事に努めていかなければならないと思っております。申し上げた機会でございますけれども今、玉城町は約5千世帯になってまいりました。その内の17%が区に入っておられない世帯でございます。約850世帯でございます。私共生まれも育ちも玉城でありますけれども外から転入された方からお聞きしますと「やはり玉城町は人柄や土地柄が良い町だ。玉城に転入して来て良かった。住みやすい」という評価を頂いておりますからこの玉城町の良さを持続していくようなそういうきめ細かな、まさにおっしゃってみえるような住民の皆さん方が力を発揮して頂いてそれを行政も精一杯支援していく取組に今後も力を入れて参りたいと思っております。

議長(小林一則君) 2番 風口尚君

2番(風口尚君) この事につきましても聞くところによりますと伊勢なんかでも折角採択されましたのに、物が倉庫に眠っているという団体もあるそうでありましてそうなっては本当にどうしようもないのですが、そういった事にならないようにしてもらいたいと思っております。町を元気にしたりあるいは活気づけたりするのは町民一人一人のやる気だと私は思います。何でもそうですがやる気が第1だと思いますので、行政の方からでも支援頂きましてこれが協働かと思っておりますけれどもよろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして最後になりますけれども保育に関する決議という事でございますけれども、少子高齢化社会の急速な進展と女性の労働力需要あるいは雇用就労意欲というのが大変高まっている。子供を抱えた母親とて例外ではないわけでありまして、保育所にあつては仕事と子育ての両立支援を推進する保育ニーズに応じた役割があるわけでありまして、このような状況の中

で昨年4月10日の教育民生委員会協議会からほぼ毎月保育料体系を中心に論議あるいは検討を重ねて参りました。そして12月定例会におきまして玉城町の保育に関する決議を行ったところでございますけれども、確認の為に内容を5点言わせてもらいますと1つが現在の保育料体系を見直す事。2つ目に見直しに当たっては低所得者層への配慮は元より、最高額の見直しを含め階層を細分化する等均衡の取れた体系とする事。そして3番目に多子軽減を行う事。又第3子以降の無料化を検討する事。4番目に延長区分に負担区分を設けると共に現行の時間区分を検討する事。最後に保育ニーズに応じた保育士の配置の拡充を検討する事といった5点になっているところでございますけれども、この事につきましてどのように受け止められ、又どのように検討なさったのか。又今後どのようになされるおつもりなのかまずこの点をお聞きしたいと思います。それから昨年6月1日に玉城町保育所改革プロジェクト会議とういものが、副町長さんが座長という事で発足されましたけれどもここでもこの事について検討はされたのかどうか。又今後どのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 保育に関する決議についてのご質問という事です。昨年4月から教育民生委員会が大変熱心にご論議頂いて取り纏めを頂きました事に厚くお礼申し上げる次第でございます。玉城町の子育てから将来を担う青少年育成の為に大変重要な事柄でございます、それを充実させていかなければならない。積極的な考え方のご意見だと受け止めさせて頂いている次第でございます。提言に対し厚くお礼申し上げたいと思います。私共も安心して子供をこの町で生む事が出来てそして育てる事が出来る、そういう町づくりに重点に取り組ませて頂いているところでございます、今後もその事に力を入れさせて頂きたいと考えている次第でございます。昨年12月に決議頂いて書面を見せて頂いておりますけれども、まだ具体的な内容になっているわけではありません。しかし今後いろんな方面から1つひとつ検討を重ねていきたいと考えている次第でございます。ご承知のように今未曾有の世界的な経済危機が、それぞれ住民の皆さん方の生活に影響が広がっているという深刻な状況もあります。町財政にもその影響が出てきている状況もあるわけでありまして、只今申し上げましたようにさらに住民の皆さん方のご理解を頂く。あるいは議会の方へ具体的な提案をさせて頂く。そういうふうな事について1つひとつ今後検討を進めたいと考えている次第でございますのでよろしくお願ひします。後副町長の方でプロジェクトの担当をしておりますのでその内容等説明をいたさせますのでよろしくお願ひします。

議長(小林一則君) 副町長 坪井信義君

副町長(坪井信義君) 私の方からは保育所改革プロジェクトの経過、そして今後についての答弁をさせて頂きたいと思います。現在までに5回検討を行っておりまして6月でございましたので2ヶ月に1回程度という事でございますがその間現地の視察という事もございまして2ヶ所県内県外という形で視察も行いました。そして最終的には今月議会が終了しましたら最終の報告書の取り纏めという事で会議を持ちたいというふうに考えております。その間プロジェクトチームの設置に当たりましての考え方の中にもございましたが、この保育行政を取り巻く環境と言いますのは大変めまぐるしく変わってきております。新たに21年4月から保育所の保育指針の改定等も行われるところでございますし、又通常一般的に言われております少子高齢化のみならず現状の保育所を取り巻く環境といったものが、日々新たに変わってきているという所から国の方でも施策につきましても、新しい物がどんどん出されている状況でございます。従ってその考え方としてはやはり国の動向もそういう状況を充分踏まえながら取り纏め、又考え方の中に入れていくという事が非常に大事ではないかと思っております。少し細かい点までふれますと時間が長くなりますので総括的に報告させて頂きますと、現在の玉城町の保育所の状況を見ても人口増加によりまして各保育所の定員オーバーというのがここ数年慢性化しております。この現状の中で施設的に受け入れが可能な定員という事でございまして現在の条例で定めております定員は570名でございますけれども現実この4月からの入所が決定しております子供につきましては614名という事で約40数名オーバーしております。ここ数年の動向を見ますと年度途中におきます増員もかなり見込まれてくるという事でございます。確かにこういった現状は町としては非常に喜ばしい事ではあるわけですが、保育所運営に取りましては現状非常に厳しいものがございます。従って途中での施設拡大というのは非常に難しいという事でございますけれども、そういった中で施設的に受け入れられる範囲内で、保育所の手当が出来れば受け入れを行っているという事でございますので、近隣の市町のように年度途中の入所は認めないとかあるいはそういった措置を講じていないという状況ではない。出来る限り保育にかける子供、指針の中では保育にかけるではなしに保育を必要とする子供に対しというふうな事がうたわれておりますので、その点では玉城町は積極的に受け入れをしているのではないかと考えております。只最近耐震診断の結果というものが出ておりまして、田丸保育所及び外城田保育所の耐震診断を実施したところでございますが、特に田丸保育所につきましては一部のトイレ等のブロック壁についての改修の必要があるとされました。そういった状況も踏まえまして、こういった形で安全確保という事の改修の検討をいたしているところでございますが、いくらか

の費用が当然必要になってまいります。そういった中で町の保育施設も全体的に老朽化しておりますので、新たに幼保一元化に向けてどうしていくのか、こういった所からも検討を進めて参りました。この事につきましては幼保一元化の制度そのものも若干変わってきているという状況でございますし、又未満児対策という事につきましても玉城町の場合も4園で未満児の児童をたくさん受け入れしております。そんな中で0歳児につきましては外城田保育所1ヶ所のみでやっている現状でございますけれども、これらの国の考え方に付きましても所謂未満児対策と言いますか、未満児の子供だけを預かる施設というのでも検討という事で、所謂特化したような施設を新たに作ってやっていこうという考え方もございます。ただ私以前担当課長しておりました経験からいきますと保護者の中にはどうしても受け入れが2ヶ所に分かれてしまう。例えば田丸保育所での未満児の受け入れが難しいという事で、外城田保育所に余裕がある為に未満児の子供については外城田保育所そして3歳以上のお子さんが田丸地区に見えるという事から4歳の子供は田丸という事になりますと保護者からすると、田丸保育所と外城田保育所に別々に送っていかなければならないというふうな状況もございました。そういった事から特化というのは施設的には未満児専門にやろうという事で、国の指針で示されるように方向性としては良いのではないかと思うのですが、保育所へ送迎頂く父兄からすると朝の出勤の時間帯にそういった特化した未満児の保育所に、別途連れていかなければならないというハンディも出て参りますので、単純にその特化した未満児対策の保育所の設置が有効かどうかという事も、充分議論をしていかなければならないというふうに思っております。そんな中で21年度には次世代の育成計画を見直す事といたしておりますので、これにつきましては住民アンケート等も踏まえた上で次期総合計画に盛り込んでいかなければならないと考えております。従って保育所施設の分化そして幼保一元化施設の検討、未満児保育の専門化というようなところで議論を重ねてきておりますので、これを最終的に取り纏めしていきたい。又国の指針の中では民間企業誘致検討という事も考えられるわけでございますけれども昨今の新聞にも『どうなる保育の質と量』という事で広く考え方としては無認可保育所なり小規模保育サービスそれから認定子供園といった事でいろんな形のもので議論されておりますがやはり玉城町の今までの伝統と玉城町のニーズに合った保育施設、保育運営が必要ではないかというふうに考えておりますので、そういった観点から3月にそういう取り纏めをした上で町長に報告書として挙げさせて頂きたい。そんな中で又総合的に従来から言われておりますが保育所の専門の先生方、あるいはもう少し広範な立場で議論頂いて具体的な対応をしていく必要があるのではないかというふうに考えております。

議長(小林一則君) 2番 風口尚君

2番(風口尚君) 特にこの事について検討をまだされていないというふうに受け止めたわけですが12月に決議して予算とかいろんな大変仕事も忙しかったかなと思いますが、我々がこの1年とか言いませんが長い時間回数重ねて検討してきたわけですからやはりすくなくとも検討はして欲しい。まだまだ結果は別といたしまして、それがとても大事な事かと思うわけでございます。それ以上言う事もないのですが今後そういうふうをお願いしたいと思いますがそれとも1点お尋ねしたい事があるのですが、この4月から有田保育所と下外城田保育所の主任さんが廃止と言いますか、無くなるという事をお聞きしております。有田と下外城田で無くすという事についての意図と言いますかどうしてそうなったのかという事と、今も副町長おっしゃられましたけれども各保育所ほとんど定数の1割増ですね。有田にしたって下外城田にしたって109名と記憶しておりますけれども園児がいる。そういった中で主任という。ある人に言わせますと、所長というのが父であり主任というのが母であるという例えを言われておりまして、大変お母さんというのは家庭でも重要な立場でございますけれども、保育所でも所長まで話をもっていかなくとも主任サイドで話が出来たりあるいは若い保育士さんの相談相手になったりとかあるいは子供さんが熱を出したりケガをした時に担任の保育士さんに替って、違う部屋で見てもらったりとかいろんな役割があると、これは保育所だけでなしにそういった組織には当然役割がありまして、非常に重要だと私は考えるわけございまして、どうしてこの主任さんを減らしたのかこの点を最後にお聞きしたいと思っております。

議長(小林一則君) 副町長 坪井信義君

副町長(坪井信義君) 21年4月のクラス編成町全体でいきますと37クラスとトータルがなされております。そして保育所の保育士の定員というのが44名でございます。旧来でいきますと風口議員ご指摘のように所長が4名、総括主任が4名ということになりますと8名。従って44から8を引きますと36というのが正職の保育士の数に当たるわけでございますけれども旧来からクラス担任は正職でという事は度々表明してまいりました。しかしながら今年度におきまして一部嘱託職員で特別に手当を出しましてクラス担任をお願いしているというふうな状況でございます。そういった事から風口議員おっしゃるように、総括主任の立場に付いては充分理解しているところでございますけれども、基本的に子供の身の回り安全という事を優先との考え方から、正職でもって担任の確保をいたしたいという考え方でございまして、そういった状況の中で37に対して36という事で1名不足する状況がございました。当然従来から保育士等がなんらかの事情で急遽休まなければなら

ないとか、どうしても担任がないというような状況の中で総括が中心となってクラス担任を代替えしてきたわけですが、田丸と外城田につきましては、相当数の子供だけではなく職員もおりますのでそういった形での穴埋めというのは、徐々に必要になってくる可能性も高いという事もございますので、それぞれ現状のまま配置いたしまして有田と下外城田の減につきましては全体的に児童数あるいはクラス数が少ないという事から全体的な正規正職員でもって、担任が担当出来るような態勢を優先させたという事でございます。尚その役割については先程来申し上げておりますように充分認識しておりますので、保護者の対応とかあるいは全体的な保育の中の上における者につきましては、各保育所に通常の保育士ではなしに経験を有する保育所につきましては保育主査という形で運営しておりますので下外城田、有田につきましては総括主任がいなくなったという事の中で、所長の元での取り纏め役又リーダーとしては保育主査にその職務に充たって頂きたいというふうに考えてございます。それと従来総括主任の中で所謂各保育所の財務会計の経理あるいは庶務事項の事務も担当しておりました。ただ単に休んだクラス担任の補充という考え方ではなく全体的に保育所運営に関する取り纏めを所長の下で行ってきているというのが仕事でございましたが、今回そういった形で2名減いたしましたし又田丸、外城田の総括につきましても全般的に保育の運営に当たって頂きたいという考え方から、田丸保育所に保育事務を担当いたします嘱託職員を1名役場の嘱託の中で調整を行いまして全体的な辞令の中で3月1日に内示したところでございますけれども田丸保育所の方にそういった財務会計の事務、保育所全体の庶務という事で1名派遣いたすように予定しております。これは田丸保育所でございますけれども各保育所全般的に事務を行うという事でございます。田丸におきますのは役場等の連絡あるいはそういった行き来が当然必要となって参りますので1番その利便性が高いという事で配置したところでございますので、若干先般の主任の方々を中心とした会議に私呼ばれまして、今申し上げたような説明をいたしたところでございますが、十分に理解頂くというのが出来ていない現状で今風口議員からご質問頂いたと思っておりますので4月以降の実施に当たりましては、職員のこの事を充分周知してもらえるように話し合いの場を持っていきたいと考えております。ご理解賜りますようお願いいたします。

議長(小林一則君)2番 風口尚君

2番(風口尚君) 正職の方々を担任にという事で確かにそういう意味では玉城町は充実しているのかなと。そこを捉えますとそうですね。他の保育所で正職の方々の担任というのがそんなに多いと聞いておりませんので、そういう事を思いますとその点につきましては私も思います。なかなか主任さん

なり所長さんなりご理解をするのが非常に難しいのではないかと思うわけです。

議長(小林一則君) 風口議員、今ご質問の人事案件については新年度の事業審査の中でお願いしたいと思います。

2番(風口尚君) はい。そしたらこの件については終わらせて頂きたいと思います。いずれにしましても子供に支障を来す事のない保育が一番大事だと思いますので私は言うわけございまして、人間ですからそれを育てるのが一番大事でありますからそう思ったわけですが今後共よろしくお願いしたいと思います。私の質問を終わらせて頂きます。

議長(小林一則君) 以上で2番 風口尚君の質問は終わりました。

10分間休憩といたします。

(午前 10時28分 休憩)

(午前 10時38分 再開)

議長(小林一則君) 再開致します。休憩前に続きまして一般質問を続けます。

次に10番 奥川直人の質問を許します。10番 奥川直人

10番(奥川直人君) それでは議長のお許しを得ましたので通告書に基いて4点の質問をさせて頂きます。今回教育長が代わられたという事で新教育長としての教育方針について。2点目は稲作生産調整達成率向上について。3番目が地域担当制の推進状況について。4番目農業振興地域に対する町の方針について。この4点質問をさせて頂きますが時間の関係もあろうかと思えますので3番と4番を入れ換えて質問をさせて頂きます。

それでは新教育長として教育方針についてお伺いをしたいと思います。山口教育長は昨年9月まで玉城中学校の校長先生をしておられました。過去36年教育現場や県の教育委員会など幅広い経験をお持ちとお伺いしております。ご存じのとおり三重県の教育委員会におきましても平成16年から目指す学校像の実現という形で学校経営品質を打ち出しております。その考えは4つの柱がございまして1つは社会との調和。これは開かれた学校づくり。2点目が学習者本位という事で生徒先生そして地域の立場で教育について考えていく。3番目が特色ある学校づくりという事で学校の強み弱みそして弱点を克服し良い所を伸ばしていく。4点目が教職員重視という事で学校そして先生のやる気という事をこの4点が大きな柱になっておりましてこの4点をいかに融合させ個々に充実させていくかという事が、県の教育方針になっておろうかとこのように思います。私も平成18年19年相可高校と宮川高

校のPTA会長をさせて頂いておりました。特に宮川高校ではまさにこの時期という事で、学校経営品質の取り組みにつきましては校長先生始め各先生と懇談会とか検討会を度重ねやってきたわけでありまして。玉城町内にも3名の先生が見えましてご協力いただいたことがございます。私が一般質問でよく町長とお話をしますけれどもプラン・ドウ・チェック・アクションそれと改善、こういった事がこの学校改革方針の基本的な考え方であるというふうに認識をしております。教育長もこの考えを充分ご理解頂いておると思いますが、今まで教育委員会としてこのような手法で取り組まれているというふうな状況も玉城町としては見られませんでしたので昨年10月にご就任されて半年が過ぎましたので、玉城町教育長としての教育改革に対する考えをお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長(小林一則君)10番 奥川直人君の質問に対し答弁を許します。

教育長 山口典郎君。

教育長(山口典郎君) 先程奥川議員からご質問のありました教育の課題と今後の教育方針についてお答えさせて頂きます。先ほど奥川議員から話がありました三重県の各学校における15年度から学校経営品質活動を県の教育委員会は検討してまいりました。そして奥川議員が言われましたように16年度から本格実施という形をとっております。これは学校経営の質の向上を図る活動でありまして、いわゆる学習者主役と言うよりも児童生徒を主役にした学校運営をしていく。そしてトップとして学校の経営をプラン、計画ですね、ドウ実行、チェック評価、それからアクト改善、のサイクルで見直していくものであります。玉城町の各学校でも学校経営品質活動で毎年計画から改善までの一連の見直しを行っております。例えば私が玉城中学校にいた時代の話ですけれども校長が毎年職員の方に学校の改革方針、こういうふうな学校を作りたいという事を先生方に伝えてまいります。そしてそれを元に先生方は学校教育活動を行ってもらうという手法をとりまして、そしてその学校の教育活動を8つのカテゴリーから学校の教育活動の弱みと強みを見つけていく活動であります。そしてその弱みを改善していくという活動を探っていくのが所謂学校経営品質活動であります。18年度私が中学校にいた時代に弱みと強みの話し合いを職員との間でさせて頂きました。その時に玉城中学校の教職員は一丸となって頑張ってきている。しかし教職員だけの思いで学校運営をしているのではないかというふうな課題が出てきました。一生懸命やっているけれども、自分達の思いだけでの学校運営ではいけないのではないかという話でした。そして教職員から保護者の方々に思いを取り入れた学校運営をしていくべきではないかという指摘がありまして保護者アンケートを取らせて頂きました。細かいアンケートを取ったわけですがけれども特にそ

の中での学校教育に、今玉城中学校として特に力を入れてもらいたい所はどんな所かというふうな質問をさせて頂きました。そうすると調度所謂全国学力調査が始まった時期でもありまして7割の保護者の人が学力向上の施策に取り組んでほしいというふうな思いがあるという事で答えが返ってきました。それで学校としましては、その保護者の思いを取り入れた学校づくりをしていこうという形で教職員の授業の学びあい、先生方がみんなの先生方に授業を公開して自分の指導の方法を点検してもらおう。あるいは良い所を又みんなに伝えてもらうというふうな形をやっております。それから教科指導の改善の研修、他のすばらしい先生方を呼んで来て、自分の指導が子供たちにもっといい指導の方法がないかどうかを研究してまいりました。又年間の授業時間数の確保が1年生、2年生はよかったですけれども3年生だけ卒業式の関係で所謂文部科学省の言う年間授業時間数の確保ができておりませんでした。そこで卒業式を10日遅くしまして約50時間の授業時間数を増やす事にしました。そして現在その成果が着々と表れてきているというのが、現在の玉城中学校の様子であります。それでこのようなPDCAサイクルの取り組みは中学校だけやなしに各小学校でも実施しております。それで教育委員会としましてはこのPDCAサイクルを使うことによって各学校の活性化をしようという事で今年度の予算の方にPDCAサイクルでの見直しを図ることにさせて頂きました。それで各学校の課題をまず追求して頂きましてその課題を解決する為の予算を注ぎ込んでその予算の見直しを図らせて頂きました。例えばある学校の話ですけれども修繕費を見直しております。そしてその修繕費の見直しの中で低学年のプールのペンキがはがれてきておるという事でその修繕のお金をペンキの塗り替えのペンキ代だけを計上させて頂いてあと先生方の奉仕作業によって丁寧な方法でペンキ屋の業者にやり方そのものを教えてもらいながらやっっていこうというふうな形で今年度の1つの修繕費の削減に努めてまいったところであります。そしてその浮いたお金で非常勤講師を雇って、学校における算数教育に力を入れようというふうな形を今年度取るように考えている学校があります。このような学校の努力を聞いた町長ですけれども、今回開会の日の冒頭町長の方針の中に出されておりましたけれども各学校の所謂教育課題解決の為に各学校に各50万円上乗せをしまして学校教育の充実に力を入れるというように考えてもらって頂いております。又もう一つですけれども平成23年度から新学習指導要領が実施されます。来年度21年度からは移行措置で各小学校にも小学校英語の導入が可能となります。それでその点から教育委員会は町の事業実施計画の方にALT所謂外国語指導助手の方を1名増員する計画を考えておりました。しかしその見直しをさせて頂いたのが地域のボランティアの力をお貸し頂けたらと

いう事で玉城教育ボランティアを募集という形で広報等に載せさせて頂いたところであります。その募集の後現在14名の登録がなされております。大きくは英語それから理科、社会、環境教育、図書館教育、読み聴かせ、それから宿題何でも手伝いをさせて頂くというふうな方であります。中でも14名中7名の方は英語のボランティアをさせて頂きたいというふうな話がありました。特にそういうふうな点で小学校英語を、そういうふうな地域の方々の活力を頂きながらやっていくというのもこれも1つの新しい教育の方法かという事で今回教育委員会としましてPDCAサイクルを活用した改善をこのような取り組みで行っております。それから最後ですけれどももう1つ子供を主役という児童生徒を主役に考えた時に本当に子供たちの為になるのは、やはり行政の縦割りを少なくしていくというふうな考え方で私はおります。来年度生活福祉課の子育て総合支援室とか、それから社会福祉協議会等の垣根を取り払いながら児童館それから児童クラブ室へのいわゆる教育委員会からの指導応援体制作りそれから保護者や児童生徒の教育相談体制づくりを3者で膝を交えながら取り組んでいきたいというふうにも考えております。このようにあらゆる学校教育へのPDCAサイクルの見直しそれから地域の活力を借りました学校教育づくり、それから縦割りの垣根を超えた提携を新たな方向性として進めてまいりたいというふうにも考えております。

議長(小林一則君)10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 今回この取り組みにつきましては新鮮な思いでお伺いをさせて頂きました。そのPDCAと地域の活力といいますか玉城町に結構いろんな優秀な方がみえますので、そういった優秀な方々を巻き込んだ地域も巻き込んだ行政の縦割り、私は第1回目で質問させて頂きましたけれどもやっぱり横断した全組織の協力で、これから玉城町の将来を担う子供の教育のあり方というものを行政あげて取り組んで頂きたいと思えますし、また青少年を育てる会こういったものもございますし、地域の子供は地域で育てていくというスローガンも出ておりますので是非そういった形で地域を巻き込んだ、出来れば日本一の玉城町学校経営品質プロジェクトが成功するように我々議員としてもしっかり応援をしていきたいとこのように思います。

それでは続きまして2番目の質問に入ります。2番目は稲作生産調整達成率の向上について町長にお伺いをしたいと思えます。この内容につきましては今回で5回目という事になります。粘り強く進めてまいっているのですがけれども今年度の玉城町の台帳面積については1200ヘクタールで737が作付け面積、38パーセントが今年と言いますか21年度生産調整をしなくてはならない目標値であります。これから21年度の実績の生産調整達成率の向上に向けて行政の施策と何度も申しますが各推進団体、主に水田農業推進協議会

これは辻村町長がなされておるとい事でJAも含めた組織でありますのでそういった組織の協働でもって、どのように進めていくかという事についてお伺いしたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 生産調整の達成率向上についてのお尋ねでございます。お話がございましたように21年度は水田台帳面積が1185ヘクタールでその内37.8パーセントつまり448ヘクタールの生産調整が必要という事でございます。生産調整についての考え方は生産者等農家いわゆる生産団体の方でのいわゆる経営安定と所得安定という狙いで40年来やってきておるわけでありましてけれども特に国の方での新しい5年毎の農政改革の見直しの議論が今なされておるといことでございますが、色々ご意見があつて混乱をしておるとい状況も聞いておりますけれどもとにかく21年度は前年通り進めていくとい事で国の考え方が示され、そしてその内容について県あるいは先般からの区長・農事部長会、あるいは水田農業推進協議会の方でご協議を頂いて、その情報が各農家の皆さん方に示されたとい状況になってきてございます。特にその中で達成率の向上に向けて従来の形での町の単独助成の上乗せ、あるいは達成の集落に対する町補助とこういうふうな事についての取り組みを進めたいといふうに思つておる次第でありまして、その内容につきましても先般からの農業推進協議会等々で、検討を頂いて進めて頂いておるとい状況でございます。以上でございます。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 行政としましては町単独の助成はずっと継続して過去からありまして、今回達成集落への補助も頂けるとい事で前回から非常に不公平といひますか、頑張つておる所についてはそれだけの事をしてあげて頂きたい。当然区長さんとか農事部長さんとか大変苦勞しながらこの100パーセント達成に努力して頂いておるとい事でその辺については何か補助を頂くとい事で、先般の農事部長会議でもそういう話があつたとい事で感謝申し上げたいとこのように思ひます。生産調整の推進に対する行政としてのそういった思いが、農業をしておられます皆さんの心に届いて今後その生産調整達成に向けて、ご協力頂けるとい事を期待していきたいといふうに思ひます。確か町長2月に水田農業推進協議会が開催されたと思ひますが、具体的なそういう玉城町の水田農業推進協議会としての新しい施策なり、こういった方が協力頂けるのではないかとい論議になつたかどうかとい事をお伺ひいたしたいと思ひます。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 確か新しい町としての施策と言ひますか従来からの町単

独の施策が財政厳しい中でも町として実施してくれるのかどうか、こういうふうなお尋ねがあったというふうに記憶をしております、それについては議会のご了承も頂かなければなりませんけれども精一杯頑張っていきたいとそういうふうな事でお話をさせて頂いたと記憶をしております。従って今回の達成集落への部分につきましては反当たり 500 円の考え方で積算をしたいというふうに思っておる次第であります。その内容も申し上げてきたところであります。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 補助を頂いたという事は非常に励みにもなりますし先程申しましたように、これから協力して頂けるように農家の方々がご努力頂くという事ではありますが水田農業推進協議会というので12月の町長の答弁を頂いた中に「従来は余り本格的な論議がされていなかった」このように言われておられまして「構成は生産団体である」JAあるいは農家の代表、県、町も含めてという組織でありますから、この中で充分本気になってどうしていくかという論議をお願いしていくという形にします」と。「具体的には12月に県の協議会が開催されそれを持って次の段階と言いますのがこの2月の段階と思うのですが、そうした町の推進協議会で開催出来るというふうなところで充分論議をしていく」とこのように答弁をされたわけでありましてこれに対して、私は期待を込めてその推進農業協議会の中で前向きな協議会としての論議がどのようにされたのかという事をお聞きした。先程答弁頂きました中に補足があればお伺いしたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 今のご質問の内容もありますけれども先般の水田農業推進協議会の中で国の政策が2010年からの新しい農政改革の動きがあって今年1年かけてその見直しを国において策定をしていくという今の大きな変革の時代でありますけれども、特に皆さん方に私の方から発言を申し上げましたのはこういう大変混乱をしておる時代、町としても今後の国の動き等あるいは今の経済情勢等を考えながら、玉城町の農業を今後どう発展をさせていくのかというふうな事について、ご意見を賜りたいという事も申し上げたわけでありました。特に委員から具体的な内容はありませんでしたけれどもやはりJAあるいは県・町で農業として係わっておられる皆さん方が今後の玉城町の農政がどうあるのか、どうしていかなければいかんのかというふうな事を本気になって議論をして頂けるような、そうした組織を改めて立ち上げていかなければいかんのではないかなと、こんなふうにお問い合わせした次第でありました。一部で既にその事の検討に入らせて頂いておるという状況でございます。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 新しい組織という事で期待をしたいと思います。こういう協議会なり、いろんなそういう組織の皆さんの会合をうまく進めていくというところにつきましては、やはり会長さんとか副会長とか事務局さんとかでこうありたいという多分いろんな事を進める上においてはそのトップに立つとか、そういった中でこうありたいというものをまず主体的に持っているいろんな進め方の仕掛けもありますけれども、そういった事を交えて方向付けをしていく。これが私は一番重要なところではないかなとこのように思います。委員会について行政は非常に事務局という形で担当するケースも多いです。そういった意味ではまず会長さんなりその会のトップなり組織の上層部なり職員の熱意なり、いろんなやる気が大事かなというふうに思っています。なかなか町では待っているだけでは良い意見も出てこないけれども仕掛けていく。こういった事もこういったものを進めていく上においては非常に大事な事かなとこんなふうに考えておりますので、是非そういった意味では今後とも水田農業推進協議会の運営を含めて又JAも含めていろんな形で指導性なりそういったものを発揮して頂いて、より良く進めて頂きますようお願いをしたいというふうに思っています。

という事で次は3番目の質問に入ります。先程変更させて頂きましたので通告書では4番目になりますけれども玉城町の農業振興地域に対する町の方針についてお伺いをしたいと思います。有田地区世古にありますけれども場所は有田のライスセンターから旧23号線ミスタージョン今コメリと言いますけれどもそこへ抜ける左側の田んぼであります。今年の1月に農振が除外されました。中日新聞で2月1日から連載をされておりましたけれども皆さん多分見ておられてご存じだと思います。農は国の基なりという事でこれは多額の税金が投下された愛知県豊田市の優良農地が、すみっこ理論と言いますか、農地の中の端の方から農振除外をされて倉庫群になってしまったとすみっこのほうからドミノ倒しのごとくダッと農振が除外されて倉庫群が建ってしまったという事で、国の税金なり非常に多額の税金が投下された中にそういう現状があるという事で、国や自治体に厳しい意見が出ておるわけでありまして。昨日も刈谷市の農地についてこういった話が中日新聞の方で出ておったわけでありまして。玉城町もこの状況に近いような気がしてなりません。ご存じのように有田地区は優良水田農業地帯であって、町としても将来この地域の農業発展に向けて町費15億円を投資し着工している宮川用水第2期工事有田地区のパイプライン工事を進めておるわけでありまして。そして先程申しました稲作生産調整において当地域は一番達成率の悪い逆に言いますと米作りに熱心な地域で、田んぼを愛しておるというふうな地域であるはずな

のにこの地域で道路の横広々と、これから有効に使える農地が除外されてしまったという事で、町民として大問題だというふうに私は思っております。

15億円の町費を投下しつつ一部農地が転用され農地ではなくなって宅地化等されようとしているわけでありまして、何の為の税金なのか玉城町の農業資源を守っていく為に町民の総意で税金を納めているのであるわけですが、これもまた議会にも説明がございませんでしたし、この事に対して私は問題提起をしたいとこのように思っております。玉城町は人口の増える町なのですがしかしその影に農地が狙われやすい。逆に土地は高く売れる。この事が問題の根源だと思っております。そこでまず農振除外に至りました経過説明と町長のお考えをお伺いしたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 中日新聞のお話もありました。私も拝見しております。いろんなご意見があります。そして大規模に除外がなされておる。あるいは又所有者の反対があるのに進められておる。こういうふうな事がある部分もありますしいろんなご意見があるという事でありまして、まずこの経過でございますが、これにつきましては農業振興整備に関する法律というのがございますが、これに基づいての事務処理ということでありまして、経過につきましては昨年の1月にその変更申請の提出がありましてそれから農業振興地域の整備促進協議会でご意見を聞くという事で行いました。その後県との協議を経てそして県のほうからの同意が得られて、それから本年に入りましてその間変更計画案の公告縦覧が行われて異議の申出期間を経過いたしまして、その手続きの期間が経過し異議なしに、特にこの変更計画につきましては県の同意があったという経過での一連の事務処理を進めてきたという事がございます。そういう事がございます。もう1つは特に昭和50年議員さんの中にもこの事についてご承知の方もおありですけれども、玉城町の大きな農業を営農していく上での歴史がありました。それは大阪変圧器に端を發しましてその排水を外城田川へ分水嶺を越えて流しているという事でありまして、議会からの纏まったの反発のご意見やあるいは周辺の妙法寺、中楽、久保、湯田等々の地域からの反発というふうな事でありました。その過程には宮川用水の粟生の頭首工からの取水の絶対量が不足をする。従って外城田川へ落ちた水を反復利用する。そして久保の井堰あるいは佐田の井堰あるいはつしまゆの井堰等で再度農業用水の取水をする。こういうふうな事でまだ完全ではありませんけれども、宮川の粟生から取水するのと外城田川のそれぞれの井堰等で取水するのでは水質が違う。同じ宮川用水土地改良区の受益の改良区民でありながら、そういう事は不合理だとかいうふうな事で毎年その事に対して県への陳情、要望活動を早い時期にこの有田の地域の整備所謂パイプ

ライン化がいま実施をなされておりますけれどもその事に要望してようやくにしてこの宮川用水受益地の中で第1番にこのパイプライン化の工事が始まってこういうふうな大変な歴史があるという事でございます。苦勞をなされてこられたという事の歴史も、ひとつご承知をしておいて頂きたいというふうに思います。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 私もいろんな形で役場の方と話をさせてもらいましたけれどもまずこの除外基準というのが4項ありましてこの4項が満たされておるから今回やむを得ない部分があるということでした。代替すべき土地がない事とか農業上効率的かつ総合的な利用面で支障を及ぼさない、土地改良区の施設に支障を及ぼさない、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過しているという事が条件であったという事でこの条件はクリアーをしているのだという事でしたけれどもこの除外の4項の1の代替地協議というのはどういうふうにされたのですか。これをお伺いしたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 4要件の代替地というのは所謂本人名義の土地が代替地というのはこの土地しかない、申請の当該地しかないという事でこの他に代替地が求められないというふうなことで、致し方がないという判断の要件でございます。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) こういう地域の事でありまして土地改良区なり字なりと、有田地区の中でそういった協議はされなかったのかどうかという事をお伺いします。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 有田地区の中といいますか農振協議会というものがございましてその中で意見をお聞きするという機会があったわけでありまして、しかしこの会というのはあくまで意見をお聞きする機会という事で、農振除外の編入の可否を決定するという場ではないというものでございまして、当然有田の改良区なり、それぞれ自治区のご意見としては反対の意見というものがあったという事でありまして。

議長(小林一則君) 奥川直人君

10番(奥川直人君) 町長も町行政のトップという事でありまして農振の委員という事でありまして。町長も有田地区の出身だという事でそういった地域でこういう事がうまくまとまるような、何と言いますか取り組みを何故出来なかったのかなというふうに私は疑問に思っているのですが、町長、特に土地改良区はこの除外については反対けれどもそういう事には協

力してもらえなかったという事でいいのでしょうか。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) この件については大変改良区の地元もご心配をなされて再三にわたっての協議が重ねられたわけであります。そんな中でやはり法に基づいて町としての一貫した手続き、公平公正に処理をしなければならないという事でございまして、最終的にはその意に沿わないというふうな形になりましたけれども、やはり従来からもこうした案件に基づいて有田の地域あるいは町内の地域でその取り扱いがなされておるといふふうな実態から、その地域の反対を持ってこれを受け付けないというふうなほどの、合理的な理由が見つからないというふうな判断のもとに、あくまでも従来からの町のこの取り扱いについては公正に一貫した考え方しかも法に基づいての処理というふうなものを執行しなければいけないというふうな考え方を、改良区の皆さん方に申し伝えて、再三に協議はして頂いたという経緯はあるわけであります。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) そうしますと代替地協議については一番簡単と言いますか出来そうなこの4項の中の代替地を探すという事が私は出来なかったかなというふうに思えてならないのですが、それは町長おっしゃるように具体的におっしゃりませんでしたけれども、代替地協議については出来てなかったか、したけれども出来なかったのでしょうか。どちらですかすみません。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 私が伺っておりますのは他に土地を求めて所謂申請に基づく農家の分家住宅の集合体、この計画でありましたからそれが改良区の皆さんと、申請の方での協議をして欲しいというふうな申し出は再三させて頂いておりますけれども最終至らなかったという事でございます。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 分かりました。代替地協議は要望したけれどもそれに充分対応して頂けなかったという事でよろしいですね。私も地域の方々にお伺いをしたのですが土地改良区それと農業委員会、農業委員会は主に農振協議会の方がされておるわけですが、それと施行の字の区長さん地域の住民の方を含めて100パーセントではないけれども反対が多数であったという中で農振が除外されてしまったということでもあります。この農振の農用地転用の県や国の考えは先ほど許可をもらったと言うのですが、その辺の国や県の具体的にどういった指導がお互いにあったのかというのを、お聞かせ願いたい。町長もよく地方分権と言われるわけです。この問題は地方分権、自主自立の町づくりの観点から、町長としてどのようなお考えなのかという事をお聞き

したいと思います。ですから国県それと地方分権についてご意見をお聞かせ
願いたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 行政は法治国家でありますから法に基づく公平公正、適
正な事務処理をしなければならないわけであります。そんな中でいかに自主
自立で町づくりを進めていくか法を逸脱するわけにはいきません。そして従
来からの考え方を曲げて不公平な取扱いをするわけにはいきません。あくま
でも農業振興に関する法律の基でこの公正な取り扱いをして、そしてこの件
に限らず町内ご覧のように有田、田丸、外城田、下外城田それぞれの地域で
今までその判断に基づいて、処理をなされてきたというふうに思っておる次
第であります。以上です。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 農振除外について町長にお伺いをしましたが、法を重
視という事で当然だというふうに思っています。しかしこの問題の本当の発
生源と言いますか、何が問題でこういう問題が起こったのだというところ辺
は認めなくてはならないというのは、結果的にそういう事なので処理をする
という部分なのですが、何故こういう問題がそういった地域に起こったのか
という事が本当の発生源であろうかと思っておりますが、まず今回の件で農
業振興地域の整備に関する法律というのがありまして先程申されました13
条除外基準の4要件というのがあります。私も農林水産省で具体的に聞
いてみました。この4要件は13条の2項に記載がされておるといふ事であ
りまして2項なのでその上にまだ1項があるという事で1項がまず優先され
ますよということでした。この1項というのは農業振興地域の整備に関する
先程町長が申された法律なのですが13条に農業振興地域整備基本方針とい
うのがありまして農業振興地域整備計画変更は毎年5年毎に玉城町中の基礎
調査を行って、経済事情又はその他の情勢によって変更が生じた場合には変
更しなくてはならない。それはどういった事なのかと言いますと例えば玉城
町に今後先に高速道路のインターができますよとか、もしくは都市化の為に
どこかに住宅地を造らないかとか、町全体の中でとか工業を誘致する為に
そういった事が将来必要になるとか、そういう公に認めてられた条件の中で
そういった計画が立てられて住民の総意と言いますか、ある程度合意を得な
がらこういったものが出来るという事が基本だというふうにこの法律での1
項ではなっておるわけであります。私が思うのはここが地方分権の一番大事
な所なのです。ここしか地方分権という事で守れていけない。ですから今こ
の計画が玉城町にあるわけですけども、そこは農振地域だから駄目だとい
うふうに町長が「過去は過去だ。私が町長に就任した以上はもうこの方針で

いくのだ」ということを言えば通っていくのです。通っていくのですよというふうなことで国の方もおっしゃっておりますし、当然基本的には町に委ねましたという事ですので、その辺の考え方について町長にお聞きをしたいと思えます。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) いろんな考え方は当然あるわけでありまして住民の皆さん方の反対賛成の意向もある中でどう判断をしていくのか。地方分権や地方分権だと言いますけれども、やはり国のきちとした法律がないというふうなことで混乱をしておるといふ現状にあるわけでありまして、これは従来もそうでありましてけれども私の独断ではいけない。いろんな浅い知識ではいかんという事でありまして、当然の事ながらこの件に関しても法律の専門家のアドバイスを得ながら判断をさせて頂いてきたということでありまして。そしてやはりこの国の法案が今国会に提案をされているやに聞いております。従って新聞等々でも報道があったというふうなことでありましてけれども、所謂規制が緩いのではないかなと、こういうふうな事からいろんな地域で問題が生じてきておる。従ってこれを更に規制をしていこうとこういうふうな事の法案が今、国会に提出されておるといふふうな事も伺っておるわけでありまして、やはりいろんな事を総合的に勘案して混乱のない一貫した取り扱いをするべきではないか。県等の再三協議の結果であるという事でありまして。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) いろんな考え方があるという事で町長が答弁の冒頭におっしゃられましたけれども一番大事な事はそういった住民の方が反対をされている。そういった事を充分認識をして行政として判断をする。そこに決断すべき項目が私にはあったのではないかな。もう過ぎてしまってから言うのはあれなのですけれども、やはり過去の事がこうだったという話でやむないという事では、まして段々地方自治、地方分権が強くと要望されている中でそんな過去の事を引き出されて言っているようでは、本当の玉城町というのは本当にこれでいいのかなというふうな考えて心配をするところです。もう1点重要な点ですけれどもまず農地転用は6年前に世古の地主さんから有田同地区の担い手農家へ所有者が移転され農地が移転されました。有田地区内の農業者が地域を守る上では同じ地域内で変わるという事は、これは良い事でありまして当然農業委員会も承認してまったく問題がない6年前の姿でありました。しかしその担い手農家の方は多分たくさん土地もお持ちだと思えますけれどもその方の町長の話をお聞きすると名義になっておる土地はそれ1ヶ所だったということですが、家族の中でそういった事を論議するのが良いのかどうかということも大事な事な事なのですけれども、たまたま町長がおし

やられまして、その方が持っている土地はそこだけだったという事でありませんが、その方は約40町なんか作られているという事で普段多分営農を通じて有田地区の人々と日常の中での凄く信頼関係がある。何故このような信頼を失うような事件が起こったのかを私は聞いておるわけでここが私は一番大事な所だと思うのです。どう考えても私はそんな事は信じられない。土地があるのだから代替地もあったと思いますし、それは地域か家族かなんかで相談すればそういう事も対応出来たのではないか。この事に対してその地主さんと当然町長及び農業委員会のメンバーとして前向きに検討されたのかどうか。それとその担い手の農家の方は今後本当に農業をやっていけるのか。その地域中の人々がこれは問題だと言っている中で、その担い手農家の方が地域農業関係者の方や土地改良区の方やらとうまくやっていけるのか。その辺行政として又農政指導としてどのようにされたのか。これが本当に重要なポイントだと私は思っています。それで担い手集積を今後していかなければならないという中において、その担い手さんがたまたまそういう状況になったという事に対しての、これは個人的な話になってしまうのかわかりませんが、これも非常に重要な話だというふうに思いますし、これから農業の発展もあるし有田地域の和を保っていく部分でも大事ですし、その方が本当に今後営農でうまくやっていけるのかという事も含めて、非常に大切な事なのでその辺についてどのように関与されたのかという事をお聞きしたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 個人の方でいろんな努力はなされたのだというふうに思っています。具体的な内容についてこちらは承知していない部分もあるわけでありまして、あくまでも農家の分家住宅の集合体の計画というふうな手続きのもとになされてきた一連の処理ということでもあります。それから先程過去の事のお話というふうな事がありましたけれども、過去ではなくて過去から現状はどうなのか、そして町の将来をどう考えるかという事がやはり大事です。現状はいろんな意見があるのです。だから農地を潰していけという考え方ではないのですけれども一般管理とか特別管理には年間5、6件の申し出がありまして確か年間7、8反1ヘクタール以上の農地が無くなっていく時もあります。隣の町道までは集落として抜いてほしいという現実があるのです。開発が進んできているのです。あるいはまだ個々に1筆3反を抜いて欲しいというこういう現実もあるのです。そういうところの整合性をどう図っていくのか。これは何としても守って欲しいと地主の方をお願いをするしかないのです。いや地主の方のお考えがやはり色々あるでしょう。生活もあるでしょう。あるいはいろんな民間の皆さん方があればいろんな経営もあるでしょう。そんな中で理解をして頂くという事にしていけないといかんとい

うふうに思っておる次第でございます。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 町長のおっしゃるとおりだと私は思っています。協議をしていくという事で、問題が起こってからそういう事になってしまっているという事で、例えば道路沿いとかいろんな形でもう少し踏み込んだその土地の計画があり、町の整備計画があるのですがその辺についてはもう少し踏み込んだ地区の意見を聞くとかそれで5年位こんな形でとかいろんな形でもう少し問題が起こる前にそういった事も今後必要なのかなと。そして玉城町のこういった農地をしっかりと守っていくという事で、税金もかけた農地がまた1つ減ってしまう。町民の税金でありますからそういった事も大事ですしそれと地域の協働をしていく。お互いに意見を聞きながらどうあるべきか協力ももらいながら進めていくという事が重要かと思っています。私の思いですが金が動いているのではないかと思えてなりません。今回の課題はこの問題に対して、又議会に相談がなかったという事で今巷の噂になってこんな問題だと結果でしか私たちは知りませんでしたので、これは議会としてやはりそういったアンテナを張るといっても大事ですし行政としてもこんな問題があるということぐらいは、又連絡なりというのが欲しいという部分で議会としては反省をしておる。町長もいろんな情報のアンテナやネットワークも持って頂きたいし議会との話し合いもして頂かなくてはならないし、行政と議会はよく言われますが車の両輪で付かず離れずという事でお互い玉城町住民の満足度の向上に向けて、やはり力をあわせて取り組んでいくということが重要なので、除外された今、もうどうしようもないのですが出来れば何か今後の施策に対してご意見があれば、町長のお話をお伺いしたいと思いません。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 玉城町の40平方キロのこの土地を将来どうバランスのとれた形で活かしていくのかというのは、これは大きな課題だというふうに思っています。再々申し上げておりますように人口が徐々に増える町。極端な形で隣の町はそれこそ2035年になれば今の人口の半分になるというふうな数値が出ておるといふような現状がある。しかし周りが減っていけば当然その影響も町に出てくるというふうな事を、考えなくちゃいかんというふうに思っていますし、しかしそんな中で町としてのいろんな今までの成り立ちというのは農業が基本でありますから、何としてもこの農業を守っていくというふうな事には是非農家の皆さんあるいは改良区の皆さん、農業委員会としての責任と言いますか、役割というものを充分発揮して欲しいなとこんなふうに考えておるわけでありまして、農家の皆さんや地域の皆さん方にも努め

てこの事を働きかけていきたいと思っておりますし、又本当に本気で玉城町の振興策としてこれから何が必要なのかというふうな事を、研究していかなければいけないというふうに思っています。大きな課題だというふうに認識をしております、いろんなそれぞれの機会にそれぞれの係わっておられる皆さん方にその事の重要性を働きかけさせて頂きたいと思っております。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 最後に質問はいたしません。農林省から私は今回の手続きの経過について書類をいただきました。手続きが今年の1月で最終今年の1月に変更があったという中に、県なり国なりに土地改良区から反対に対する意見書が出されているわけですが、この調整計画の中にはそういった具体的な地域の意見というものが反映されていないので全て何も問題なしにオッケーだったというふうなこの結果に書類上なっている事がひとつ問題かなというふうに思いますし、農地法では今回変更がされたわけでありましてけれども先程町長は、農業委員会は役割をもっと発揮して欲しいと言われておりますし、農業委員会の役割を發揮という意味ではこの農地法が転用許可されない場合、申請がなされた場合には転用許可を判断するのは農業委員会だという事になりますから、最後のそれはいいのかどうか分かりませんが、でも本当に守っていくという事が重要ですので法をクリアーしているのであれば最後この農地法の中で万が一その転用に対する反対が出来るのかなと総合的に考えた上で地域の意見も聞きながらですけども、そういった判断も出来るのかなというふうに思います。

後もう1点あったのですけれども時間がもうきてしまっていますので最後の地域担当制の推進状況に付いては次回に質問させて頂くという事で、今日につきましては質問を終わらせて頂きます。どうもありがとうございました。

議長(小林一則君) 以上で10番 奥川直人君の質問は終わりました。

次に5番 鈴木加奈子さんの質問を許します。5番 鈴木加奈子さん。

5番(鈴木加奈子さん) 一般質問の通告に従いまして行わせて頂きます。1つは緊急雇用経済対策について。この年末から年始そしてこの3月期に向けて大変な状況が生まれてきておりますが、この点について当町としての対応について伺います。2番目に障害者自立支援法による自己負担の軽減についてを伺います。県内の自治体でも実施している所が相当数ございますのでそういった事について伺いたいと思います。3番目に小規模工事につきまして登録制度がございます。全体はつかんでいないのですけれども伊勢市あるいは松阪市で実施しているように記憶しておりますが、この仕事が無くなってきて大変だと言われております。こんな中にありまして中小業者

に仕事をして頂く為の施策です。最後に保育所の拡充についてお伺いいたします。これはプロジェクトチームの答申がこの議会を過ぎてからという事だそうですが、それでも非常に必要なものを感じておるところであります。0歳児保育を含む田丸の保育所の事柄、それから先の風口議員も同じ教育民生常任委員会でございますので、そこで長い間学習をしまいいりまして議会でも全会一致で採択をして頂いております。これがどのように町に反映されているのかという事、それから今あります国の流れに関わりましても質問したいと思っております。

では最初に緊急雇用経済対策についてでございます。これは本当に緊急を要するというような事が実際にありまして派遣切りにあい、そしてそのまま派遣会社が借り上げていた住居に住んでいけば6万数千円というものを自己負担しなければならない。そういう余裕がまったくない。それでなんとか助けて欲しいというそういった話。それからまた働き口を見つけて欲しいという生活相談のポスターが張られております。それを見て電話をしてこられて大変な状態だなということで取り組みましたがこの方の場合に町内に3万円以下の住宅なんていうのを探すというのは非常に困難を極めまして、玉城町に住み続けたいという本人さんのたつての希望でございましたけれども、残念ながら伊勢市で友人の力を借りましてそこに住ませていただくという、そういう臨時的な対応をさせて頂いたのであります。そういう事の中で昨年12月22日にこの景気の後退、派遣切りそういった事が起こっております中で派遣会社や契約社員等の解雇の実態、町内の商店や企業の状態把握それから住まいをなくした人々がどんなふうにあるのか、どういふふうに玉城町としては把握しているのか、こういった事に対してその対策を速やかな対応と救済措置を講じられるようお願い致しまして、文書として出させて頂きました。回答がまいりましたのですけど緊急的なそういう対応というのはなんら記されていないものでございまして、調査の状況も非常に抽象的と言いますかなんら掴めないようなこんな状況でございました。実際には本当に大変な状態でした。またその後1人派遣切りにあつた方がありまして取り組み始めたのですけども相当精神的にもまいってしまして、この人は里に帰るというような事で、玉城町を離れられたというような事でございましたけれどもプライバシーの問題がございましてお名前までは申し上げられませんが、そういったことが私の所へでも舞い込んでおりますので自治体に対してはそういった要求がつぶさに寄せられ、対応された事であろうとこのように思っております。そしてこの緊急対策事業ふるさと雇用再生事業だとか交付金事業それだとか、それから緊急雇用創出事業交付金の制度だとかがこの第2次補正予算に含まれて自治体の雇用対策に対する交付金というのが定め

られてまいりました。それで今年度中あるいは来年度におきましてどのように対策を組まれておりますのかお伺いをしたいと存じます。よろしく願います。

議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さんの質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 鈴木議員から緊急雇用の経済対策についてのご質問を頂いておりますのでお答えを申し上げます。ご案内のように大変な経済危機の状況でございます。企業の雇用の情勢が厳しい事になってきております。昨年末県の動きも町として先駆けて副町長以下、関係課長を町内企業へ派遣をさせましてその雇用の要望なり、あるいはまた今年になりまして私も2月早々に、町内の企業の方に訪問をさせて頂いてきたわけでありましてけれども、提案で申し上げておりますように大変な厳しい状況でございます。いかにコスト削減をしてあるいは稼働調整をして乗り切っていくかというお話を直接伺ってまいっております。そんな中での所謂国の経済対策が打ち出されてきております。国から県に交付金として交付をされてそして県としての事業とあるいは市町としての補助金を受け入れて対応をしていく。こういう内容でございます。1つはふるさと雇用再生特別交付金という事でございます。もう目的や内容は昨今の厳しさがそういう事でありまして、省略をさせて頂きますが、事業主体は都道府県その中にも県がやる事ずっとありますけれども、その中に事業を行う市町へ補助をする補助金を交付する事業所謂市町村補助事業こういうものがございます。その中市町で雇用創出の為の施策を打っていくという事でございます。具体的に申し上げますと、平成21年から23年の3年間玉城町へは今の案といたしましては3千404万7千円の配分がある。21年分はその内1千万円を町から県へ要望してある。こういう事でございます。3年分割で補助がなされるという事でございます。それからもう1つは緊急雇用創出事業臨時特例交付金というものもありましてそれも申し上げましたように目的はご承知の通り、事業主体は都道府県その中で市町の事業といたしまして所謂トータルで2千864万3千円21年分としまして900万円を要望してあるという内容でございます。この前段申し上げましたふるさと雇用再生特別交付金と、只今申し上げました緊急雇用創出事業臨時特例交付金この2つの事業とも今の予定では早急に4月中には事業計画を三重県へする予定にしておりまして、そして基本は離職者の新規雇用が基本となるという事でございます。そんな事で今、正に緊急で国の方からの経済対策が講じられて、自治体の方への配分という事になっておりますのでその対応を急ぎたいというふうに考えておるところでございます。よろしく願いを致します。

議長(小林一則君) 途中ですけれども昼食の為に只今から13時まで休憩を致します。

(午前 11時55分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

議長(小林一則君) 再開致します。休憩前に引き続きまして一般質問を続けます。5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 緊急の取り組みというものはやはり緊急でなければならぬものでございまして、全国各自治体におきまして窓口を作りそして緊急にその人達の救済の為に予算も盛り、窓口対応をしてきたというそういう実例が各所から報告がされております。玉城町ではこの窓口ではどのようにされたのでしょうかお伺い致します。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) この事につきましては先程もお答えを申し上げましたように県に対しまして町の計画を出させて頂いておりますけれども、どういう形で新規の雇用の生活施策が講じられるかというふうなことを緊急に、正に緊急に今後計画を持たして頂いて、その取り組みをしてまいりたいという考え方であるわけでありまして、これが当然予算措置等もお願いをしなければなりませんし3年間にわたっての取り組みをしてまいりたいと思っております。尚全国的な中では失業されたり生活が非常に苦しいというふうな事の問題が生じてきておるわけでありまして、特に具体的に町の窓口の方へはそうしたお問い合わせはほとんどないという事でございます。ただ原油の高騰、あるいは原材料の高騰等に対しての金融保証制度の特定。中小企業者の認定というふうな中でのいわゆる事業資金を借り入れる際の自治体としての認定を行うというふうな形で、町が窓口になっておりますけれどもこの件数が20年4月から10月30日までの間ではその認定申請が2件でございましたけれども、10月以降制度の施行後2月末現在では26件と一気に増加をしておるというふうな状況もございます。特に経済的な問題等がございましたら当然現在セーフティネットとして生活保護の制度が機能しておるわけでありまして、その都度いろんな窓口対応を適切にさせて頂くように備えておる次第でございます。以上でございます。

議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 困った時には派遣切りや倒産等で困った時には例えば住民福祉課とか産業課とかというふうなその方によりまして、あちらこちらと窓口はいろいろ対応があると思っておりますけれども、まず受入窓口は

ここという事緊急雇用あるいは生活対応についてはここという、そういう表示をやはりするべきでなかったか。これからでもよろしいですから是非それはやってもらいたいと思っております。そしてそれこそいろんな話がありました。「当町では何もよう対応せんから旅費を渡すから名古屋に行ってください」というようなことで名古屋への旅費を渡したなんていう自治体の話も聞いたりしております。東京周辺ですと東京までの旅費を渡すなんていうような、それで派遣切りにあった方達をそちらへ向けて追いやるといようなそんな話もありますけれども、玉城町ではそういう事もしていないが窓口もなかったというような状態でございましたので今後もまだこれ3月期を迎えまして、こんなことが起こってくるかと思っておりますので是非とも対応窓口をはっきりして頂きたいという事と、それからやはり放送等もして頂きましてそれを聞かれた方が又お友達にその事を話ができるような状態にケーブルテレビもございますことです。是非困った時のご相談はという事で流して頂くようにして欲しいなとこのように思っています。それから後は補正予算と来年度の予算の審議の中でお伺いしたらいいなと思っておりますのでけれども、雇用創出の為の施策のメニューがたくさん出ておりますけれどもこれにはハードだけではなくってソフト事業も可能となっております。ハード例えば道路なんかですと、確かに工事をすればそこで仕事をする人は雇用が生まれますけれども、道路というものは造ってしまうと後そこに安全対策員を常設するわけでもなんでもございせんから、あまり雇用という点では意味がないという事にもなります。短期の雇用の場合もありますけれども対応としては継続的に雇用をする。1年契約であっても2年3年と契約をつないでいけるという施策もあったと思っておりますので、出来る限り雇用の方に繋がるようなそんな方向でのお示しをして頂きたいとこう願っております。これは要望ですのでご答弁は結構でございます。それから緊急の貸付の関係におきましてこれもいろんな自治体がユニークな取り組みをしておりましたけれどもこの貸付につきましても、やはりどこでその窓口を開いているという事も示して頂きそれを知って頂くという事が大事であろうと思っております。よろしくお願ひします。緊急に住宅が困っているというそういう人の場合の為に町営住宅があると思っておりますのでけれども、残念ながら玉城町の町営住宅はほぼ満杯でございまして最低ラインの状況になるような方たち何人もが何回もくじ引きをして入って頂くという事も不可能だと思っておりますので、民間のアパート等に対して補助金を出して入居可能な状態にするというこんな対応をしている所もございますので今後その対応よろしくお願ひしたいと思っております。先程申し上げましたのは緊急小口資金貸付の関係ですけれど、この点もぬかりなくお知らせをお願ひしたいと思っております。

次に障害者自立支援法によります自己負担の軽減について3ケ年で見直しという見直しの年が21年度になるかと思いますがところがその見直しの時期を待たずして、ひどい制度であったという事を表すかのように住民あるいはこれに従事する方達からの大きな作用が働きまして3回にわたって見直しはされました。又4月には見直しがあるようでございますけれどもこの見直しは悪い見直しではなく良い方向への見直しだと思っているのですけれども、本当にこの制度自体が根本的に間違った制度であったと思います。障害を持っている方が障害を持っていない方と出来る限り同じような形で、社会参加が出来るようにというのが本来であろうと思いますが、遠慮しなければならぬ部分が大きければ大きい程その方自身が大変なのにもかかわらず、大きな負担を背負わされるというこんな異常な制度であるということで、この制度はやはり応能負担に切り替えるべきものではないかというふうに私は思っておりますが、その問題をここで論議するつもりはございません。今制度の問題点をカバーするという意味合いもありましてこの自己負担に対して自治体が援助するという事が行われています。大紀町では自己負担を全額町負担にしているとか松阪市では半額を助成しています。玉城町でも全くゼロという事ではなくて医療費につきましては4級まで無料という施策を講じてはおります。けれども後の部分について施策は講じられていません。又精神障害者については1級しか認めていないということでこれは非常に不備であると思っております。県内でも進んでいる所では2級3級と医療費を認めているという状況の中でございますので、是非共玉城町としても支援を頂きたいとこのように思います。又透析患者の通院交通費の助成をしている所もございません。何故透析患者の交通費を助成しなければならないかと言いますと、近い所で例えば玉城病院があるのだから、玉城病院で人工透析が出来れば玉城町民にとっては大変喜ばしい事ですが残念ながら出来ません。そうしますとその空きがある所へ津だとか随分遠い所まで通うという事が起こります。その為に県内で29市町の中で20の市町がこの通院交通費の助成を行っています。玉城町はまだ未だになされていません。是非とも踏み切って頂きたいとこのように思っておりますのでご答弁をよろしくお願い申し上げます。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 障害者自立支援法による自己負担軽減という事でのご質問を頂いております。ご質問にもございましたが障害者の自立支援法では障害者福祉サービスを利用した時の自己負担が大きくなるように、所得に応じて月当たりの限度額が設定されているわけでありまして。一昨年4月から緊急的経済的な特別対策さらに昨年7月から緊急措置という形で利用者の負担軽減措置が講じられている事でありまして。ご承知の通りであります。所得

の判定におきましても、世帯全体から本人及び配偶者のみの所得で判断するという事になっております。これらの負担軽減措置につきましては本年4月以降も継続されるという事でございまして、さらに延長していく事を検討中だという事でありまして、軽減措置を適用する為に必要な資産要件も撤廃するという事でありまして、平成21年7月から実施の予定は資産要件としまして所有する現金及び預貯金が1千万円以下単身者の場合は要件として500万以下とするというふうな予定であります。さらに2月12日でありましてけれども与党の障害者自立支援に関するプロジェクトチームによりまして障害者自立支援法の抜本見直しの基本方針が纏められて、利用者負担についても見直しが行われる事が明記されているという状況でございまして、町といたしましては通所により訓練、リハビリテーションの支援事業といたしまして1日80円の補助を行っております。今後も国の施策に合わせまして引き続き軽減措置を行っていきたくこんなふう考えている次第です。以上です。

議長(小林一則君)5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 透析患者の通院交通費の助成についてご答弁がなかったのですがご答弁頂けますか。

議長(小林一則君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) 人口透析の方の交通費助成は確かに今ありませんけれども、また近隣等見ながら考えていきたい。先程町長申し上げました通り2月12日に与党のプロジェクトチームで障害者自立支援法の抜本的見直しが行われる。これはもともと介護保険の一部負担と同じような設定で4段階に分けて上限を設定するわけですが介護保険と同じです。これを見直そうという事ですしそれと今鈴木議員がおっしゃったサービス料が増えれば増える程負担が増える。これにつきましても能力、所得に応じて徴収しようと全てが応能割とになるというわけではないと思うのですが、応能への切り替えではないのですが、そういうふうに応能でいこうという事を今検討して細かな答申が出ております。今近隣では松阪市さんと大紀町さんが自己負担に対しての軽減措置を行っておりますけれども、今後この辺の動向を見ながら補助態勢の方も考えられるものなら考えていきたいと考えます。例えば低所得者層の方につきましては上限が月1割の分が1万5千円を超えた分については1万5千円の頭止めですがけれども2回の経済対策に伴って今これが1千500円になっています。ですから1千500円以上の負担はしていただくなくても良い。又この方が通所の訓練、リハビリに行かれた場合については1日80円の補助をしております。従いまして例えば20日行かれたら1千600円ですからこの方の負担は0になる。こういう方々は玉城町に今19人登録されてお見えですけれども1月の利用は18人。この15人の方が上限1千

500 円に値するというので、玉城町の方については比較的高額な負担はして頂いていないなというふうには認識しておりますけれども、これも前段の与党の障害者サービス見直しに伴って今後考えていきたいと思えます。人工透析につきましても同じように又今後検討していきたいと思えます。

議長(小林一則君) 5 番 鈴木加奈子さん

5 番(鈴木加奈子さん) 玉城町の福祉施策は秀でてしていると評判を頂いているのに細かく見てまいりますと、こういった遅れた所で人工透析の患者は大変な負担をして大変な思いをしておられます。この通院費に対しては頭打ちも何もございませんのでこれは是非早急に対応してもらいたいと思えます。県内 29 市町の中で 20 市町がやっているという事は残っているのは 9 市町でございますので急を要します。よろしく願います。それからこの通所リハビリについては補助を出していますというお話があったのですが施設入所の方につきましては、やはり費用負担が大変大きなものになっていると思えます。それから以前と違いまして食費なんかも別枠で徴収ということになってまいりますので食事も含めて 1 割というわけではございません。この点につきましてはどのようになっており今後はどのようにお考えでしょうか。お願い致します。

議長(小林一則君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) 施設入所につきましては今も玉城町としてそういう支援補助はございません。従いまして 1 割を負担して頂いている。上限金額は決まっておりますけれども所得に応じて 1 割を負担して頂いているということになります。これにつきましては先程申し上げました通り 21 年度に見直しがされるという事が決まっている以上、これを見て補助の内容も出来るものであれば検討して今後の考え方としていきたいと思えます。以上です。

議長(小林一則君) 5 番 鈴木加奈子さん

5 番(鈴木加奈子さん) 決して裕福ではないと思われる町が自己負担は無しという事で当初からではないかと思えますが、頑張っておられるのを聞きますとちょっと頑張りが足りない。京セラに対しては 3 億 3 千万円も支出して素晴らしい道路やら排水の整備をしてあげるといような、自治体の本来の業務とは違う事柄にはお金は使うのに、本来の業務であります所でもう少し頑張ってもらいたいとこのように思っておりますので、よろしく願いたいと思えます。

次に小規模工事登録制度についてお伺いしたいと思えます。町内の業者に仕事のチャンスを作る施策として是非玉城町でも行って頂きたいなとこのように思っております。これは全国で今 357 の市町村でこの制度を実施しております。約 2 割の自治体という事になっているようです。金額としては小

さなものでございます。50万円未満というようなそういうものではございますけれども、例えば玉城町で実施する場合には町営住宅の畳の入れ替えとかあるいは襖の入れ替え等の場合でしたら全部一緒にすると金額が上がってしまいますけれども、年次計画を立てて順次やっていくという事にすれば町内の方に仕事をもらえるのではないかと思います。これはどういうものかと言いますと小規模工事受注希望者登録制度というものでございまして、建設業の許可を受けていない等の理由で、指名参加登録を申請する事の出来ない業者に当該自治体の小規模な工事や、修繕の受注を受ける事が出来るという制度として動いています。是非共玉城町でもこれを導入して頂いて少しでも今冷え切っております経済、大変な状況の中を救って頂けたら良いなとこのように思いまして申し上げているところでございます。ご答弁よろしく願います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 小規模工事登録制度という事で町内の中小業者の皆さん方に対しましての工事等につきましては21年度から業者登録の申請を受け付けるように今その準備を進めているところであります。入札参加資格の申請提出が困難な小規模な業者の方に対して、町内の業者の方に限って契約枠上限を設けさせて頂かなければならないと考えておりますけれども、その申請を受け付けさせて頂いて、出来るだけ町内業者の方の今の仕事に応じた形の発注が出来るような仕組みを考えて参りたいと考えております。

議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 因みに限度額はいくら位に設定しようと思っておられるのでしょうか。

議長(小林一則君) 総務課長 中郷徹君

総務課長(中郷徹君) 予定価格についてでございますがこの事につきましては地方自治法施行令第167条の2に契約に関しましての規程がございます。この範囲内というわけになるわけですが具体的に申しますと工事又は製造に関しましては130万円未満といったこととなります。財産購入に関しましては80万円未満ということとなります。後、物件借り入れ、財産売り払い等、それぞれの内容に依りまして限度額が定められているという事となります。

議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 辻村町長さんが総務課長さんであった時に私申し上げたと思いますが実施に踏み切って頂いて良かったと思っております。是非早い内に具体的にして頂きまして、お知らせして頂きます事をよろしく願います。

次に保育所拡充についてでございます。何でお笑いになったのでしょうかお伺いしたいと思っております。変な所でお笑いになると奇妙な具合になりますのでご注意を願いたいと思えます。問題の保育所でございますのであなたも関係の無い分野ではございませんので、笑っている所ではないのではないかとこのように思っております。玉城町のプロジェクトチームが組み込まれて副町長はこの委員長という席におられるわけでございます、前段の議員さんにもご答弁があったのでございますがなんとも町長さん、あなたは総仕上げの年と言いながら、どこにも田丸保育所の建設に関わる言葉が出てこないというのは一体何なのでしょう。この事については何度この場に立ったか。数え切れないと表現したいと思えます。その点についてもご答弁頂きまして充実を図る為の施策をご答弁頂きたいと思えます。玉城町は子育てするなら玉城町とずっと言われてきた。ところが今や本当にすし詰め状態で定員をオーバーしての保育。ある方が「定員をオーバーしたら割引という事にはならないのでしょうか」と。やはり保育料負担の思いからそんな言葉も出てくるのかと思えますけれども、そういう言葉さえ生まれてくるような状態でございます。今東京とか都市部が主に大変な状態だと思えますけれども、保育を希望いたしましても保育所に入れないという大変困った事が起きています。それは保育所の増設を怠ってきたという事のつけが回ってきていると思うのです。玉城町の場合は歴史的に幼稚園が無いというよりは政策的に小学校へ上がっていく子は保育所の子も、そうでなくても良い子も一緒に保育して成長を見ていこうと、玉城町が責任を持ってその子達を見ていこうというそういう大きな視点に立った施策が行われて参りました。但し3歳未満児特に0歳児につきましては保育にかける子という厳しい規程がついておりますけれども3歳以上の子供については全員受け入れるというそういう肝を据えたと思えますでしょうか、そういう対応の中でこの他所には無い素晴らしい事業が行われていると思っておりますけれども何んとも200名を超える保育所というのはいかにも大き過ぎます。厚労省でさえもずっと以前から適正規模は100名と言っているのです。ですから初めから田丸保育所は180名定員であったかと思っておりますが、ここは分割して建てるべきだったのかも分かりません。亡くなった方を悪く言うのはつらいのですがその当時大きい事は良い事だというような歌がはやっていた時代でありまして「大きな立派なものが出来たら良いではないか鈴木さん」と言われた事もあったのですけれども出来上がってみましたら100mというあの廊下の長さに驚かれて、出来上がったらすぐに委員長さんもやはり大きすぎたかなとこのように言われたものでございました。是非早く建設する方向でそして玉城町の真ん中で0歳保育が出来るようにそういう事に取り組んでもらいたいと願うお母さんは多い

のです。是非よろしくお願ひしたいと思ひます。それから先程ちょっと心配になるようなご答弁があつたのですが幼稚園の希望等もアンケートで調査しようとしているのかなと思つたのですがそのアンケート内容はどんな物でいつ頃アンケート調査しようとなさつていられるのでしょうか。お願ひしたいと思ひます。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 説明申し上げておりますように大変な世界的な財政危機で町財政への影響がこの町にも出てきている。そんな中鈴木議員がおっしゃる様に簡単に建設が明言出来れば苦勞はしないわけではあります。そういういろいろな状況を踏まえてプロジェクトでも検討して頂いていられるわけではあります。一つひとつの出来る事から子育て支援等の施策を実行させて頂いていられる。今までの取組で玉城町として、近隣の市町よりも進んでいるという状況はご承知の通りでありましてその上でさらにどうしていくのか。財政を眺めてどうしていくのか。あるいは子育て支援の在り方を、どう考えていくのかという事の提言であると思つていられるわけではあります。それぞれの私共の関係する部署におきましてもさらに詳しく将来を眺めての詰めが必要だと、判断していられるわけでありまして一つひとつ出来る事から実行していかなければならないと思つていられる次第でございますのでよろしくお願ひします。

議長(小林一則君) 副町長 坪井信義君

副町長(坪井信義君) 前段の議員さんの際お答えした所と重複する部分がございますのでご容赦頂きたいと思ひますが、連日議論いたしております中でも、保育所の多様化という事も制度的にも見直しがされていられるところでございますしその多様化する保育ニーズにいかにお答えしていくかという状況の中におきまして鈴木議員ご指摘の施設の拡充、あるいは先程の議員さんの答弁にもございましたが未満児あるいは幼保一元化という施設の住み分けと言ひますか、そういったものを考える時に今現在町の方で把握してあります人口推計統計等勘案しますとこれから先5年は幼児の人口が増えたと予測してありますが6年以降につきましては若干増えるという予測を立てておりません。そういった事から緊急的な課題としては、当然そういうものが必要となつてまいります。やはり一度そういう施設を建てますと中長期的な判断が必要になつてくる部分もございります。そんな中で行政側の一方的な判断という事ではなしに利用する保護者の方々の意見、又他の住民の方々の意見も聞く必要があるのではないかという所から住民アンケートの実施という事で検討していられるところでございりますのでプロジェクトチームの中でいつ、どのように具体的にそういったアンケートを取っていくかという所までは飛び込んで決定はしておりません。ご了承頂きたいと思ひます。

議長(小林一則君) 5 番 鈴木加奈子さん

5 番(鈴木加奈子さん) 本来なすべき分野には非常に消極的な答えが返ってくるのがどうも不可解だと思います。住民の福祉の向上は地方自治体の本来の業務でございますので、その点が抜け落ちてはいけないなとこのように痛切に感じるところでございます。ここでちょっと伺いたいのですけれど『安心子供基金』を都道府県に創設するという事で保育所を建設するという事まではならなくて保育所等の整備事業とあるのですよね。整備事業だったら新設ではないので、建て替えも整備の中に入るのかと思ったりもするのですが、これを市町村は‘08年度中この3月いっぱいには2010年度までの事業実施計画を策定して県に報告するという事になっている。大丈夫なのか。これはどのように計画を組んでもらっているのかということで、とても案じられるところでございますのでお聞かせ頂きたいと思えます。

議長(小林一則君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) 『安心子供基金』ですか。すいません。把握しておりませんので又後日報告させていただきます。

議長(小林一則君) 5 番 鈴木加奈子さん

5 番(鈴木加奈子さん) 財政の方が把握しているのでしょうか。分かりませか。これまでハードの工事に組み込まれていた施設整備は全て『安心子供基金』に組み入れられまして2010年度までの事業実施というのは今年度末までに計画を組みなさいという事になっている。こういった事を逃しちゃうと大変な不利益を町民が受ける事になると思えますので、早速お調べ頂きましてもう日がございませんけれども、取り組んで頂きますようお願いしたいと思えますがよろしいでしょうか。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 今議員の方で手元にお持ちの事を私共担当の方では掌握しておりませんが、早急にどういう内容なのか調べさせて頂いて必要な部分であれば対応していかなければならないと思っておりますので、よろしくお願ひ致します。

議長(小林一則君) 5 番 鈴木加奈子さん

5 番(鈴木加奈子さん) 手抜かりのないようお願いしたいと思えます。田丸保育所の裏に崖がありましてその事が心配の種であります。未だ心配でございますし、それからあの入り口の資料館については対応頂きましたので良かったと思えますけれども、あの建物につきましても最初に私が指摘させて頂いた時にはなかなか取り壊すという方向を打ち出して頂けなくて二転三転して他の所に貸すような話までしていたと後で聞いて驚いたのですが、やはり仕事はさっさとやって頂きたいとこのように思えます。そして今町内の方

達はお父ちゃんが賃金カットになっているあるいは倒産その他で仕事が無くなっているというそんな中で、母親が急遽^{きゅうきょ}働きに行かなければならないという状況が生まれているのは確かでございます。そして他所の人口統計を玉城町に当てはめてもダメだと思うのです。玉城町には次々と若い方達^{ちゅうちよ}が移り住んで来られるのが多いのですから、そういう点ではやはり躊躇なく保育所の建設に急ぎ取り組んで頂きたいと思ひますし、政府は机上論で認可子供園を打ち出してみてもこれもうまくいなくてぼしょってしまった。幼保一元化なんて言っていますけれどもこれも大変問題があります。幼稚園に行った子供が保育所の方へ移ると子供は午前中と午後とは保母さんが変わる。幼稚園の先生と保育所の保育士さんと変わるというような事で、荷物じゃないのですからあっちへやったりこっちへやったりとか、対応する人が変わるという事ではいけません。しっかりとこれから玉城を支える子供ですので人格の形成は大事な分野でございます。保育所と地域とそれから皆さんで親を支え親も成長していくというそういう玉城町作りが基本で玉城町のコミュニティーというものは出来ていくのだとこのように私は思っております。時間も迫って参りました。これで終わらせて頂きますが急ぎ保育所の建設に取り組んでももらいたい。この事を強く要求しまして終わらせて頂きます。

議長(小林一則君) 以上で5番 鈴木加奈子さんの質問は終わりました。

次に3番 山本静一君の質問を許します。3番 山本静一君

3番(山本静一君) 私は青色防犯パトロールとALT外国語指導助手の2点についてお伺いしたいと思います。

まず青色パトロールでございますけれどもこれは去年も質問いたしております。私は大いに関心を持っております。その中で去年12月12日に青色パトロールのドライバーの募集が締め切られたと思ひますがその後募集状況はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。教育長お願いします。

議長(小林一則君) 3番 山本静一君の質問に対し答弁を許します。

教育長 山口典郎君

教育長(山口典郎君) 山本議員さんからご質問のありました青色回転灯ボランティアパトロール隊についてお答え申し上げます。自主防犯パトロールである青色回転灯ボランティアパトロール隊と教育委員会ではそういうふうには呼ばせて頂いているのですが昨年12月に各区長さんを通じてボランティアメンバーとして募集させて頂きました。そのところ24名の応募がありました。以上です。

議長(小林一則君) 3番 山本静一君

3番(山本静一君) 24名という皆さんの善意だと思うのですが現状の活動状況はどうなっていますか。

議長(小林一則君) 教育長 山口典郎君

教育長(山口典郎君) 24名の応募があつてすぐにパトロール員として活動頂くという事は出来ません。応募がありましたボランティアメンバーは一応警察が行う研修を受けて、自主防犯パトロール員として登録されて青色回転灯の活動車両に乗る事が出来ます。それで先日締め切らせて頂きまして去る3月2日にボランティアメンバーの先程の24名中23名の方に受講頂きました。それで警察が行う防犯講習会を受講して頂きまして一応この講習の後警察の話に寄りますと2、3週間でメンバーカードが送られて来て活動が出来るという事になっております。今後教育委員会としましては各学校に回つて欲しい場所それから時間、危険箇所等を調査しましてそしてそのメンバーに依る会議をもちまして活動計画を作つて参りたいと考えております。以上です。

議長(小林一則君) 3番 山本静一君

3番(山本静一君) これは18年度に導入されて今までずっと実現していないという事でございまして、このような多くの方々に応募頂きまして早速活動をお願いしたいと思います。又新たに4月から新しい小学生も入る事ですからそういう事で充分活動をお願いしたい。今はどこで何が起こっても不思議でない世の中になっていると思います。前も申し上げましたけれども私達の子供の時は危険な場所で育って来ましたけれども、この頃は危険な者が子供に近づいて来る状況になっていますのでこれらのパトロールの班形成なり時間帯等充分検討して頂きまして実施をお願いしたいと思います。青パトは導入という事でございますのでこれで打ち切らせて頂きます。

続きましてALTの関係でございましてけれどもこれは導入されて10年近くなるのではないかと思います、当初の目的と導入後の成果はどうなっているかお聞きしたいと思います。

議長(小林一則君) 教育長 山口典郎君

教育長(山口典郎君) 今ご質問のありましたALT所謂外国語指導助手の事についてお答えします。ご承知のように日本も国際化が非常に進んでおりまして外国との交流が深まって日本の多くの企業も外国に進出してあります。それから又外国の方も多く日本に観光等に来られて、密接に外国と日本の距離が縮まっている現状です。その中学校におきましては国際社会に貢献出来る人間づくりという事で児童生徒の英語教育についての育成が急務でした。元来中学校と高等学校には外国語の教科が設けられておりました。その点か

ら外国語の教科を指導する時点でも、日本人の先生では生きた英語がなかなか子供たちの中に入り込んでいかないという点がありました。発音とかそういうふうな点でも難がありましてA L Tの導入がされたわけです。玉城町でも平成4年から7年間で近隣の小俣と二見と玉城町3町合同で1名のA L Tを雇用しておりました。それで平成8年から11年までは県教育委員会がA L Tを派遣してくれておりまして、実は私もその関係をしていたのですがA L Tが派遣されていたのですがA L Tの雇用を市町村に任せていきたいという事で国が地方交付税交付金の方にA L T雇用の費用を各市町村に乗せた。国の方から指導がありまして県教育委員会は、県下の各町村に飛んで説明をさせて頂いたのですが、各市長さんと話をした中では地方交付税の中に入っているにもかかわらず初めはA L Tをなかなか雇用して頂けなかった。しかし玉城町は率先して12年度から単独で1名雇用して頂く事になりました。これも他の町の方でも雇用されていない時代によくして頂いたと思っております。A L Tは今中学校の英語の時間に英語教諭の指導の補助をしております。その他に小学校の方にも行って頂いております。小学校では英語の教科がありませんので総合的な学習の時間等で国際理解活動の一端として外国の文化や言語に触れるという事で子供たちと一緒にゲームとか楽しい会話をしてもらっています。そういった点が導入の目的でございます。導入後の成果は私共こういうふうに考えています。皆さん方はどうか分かりませんが私はそうだったのですが日本人は外国の方々に対する英語コンプレックスというのが非常に激しいという所があります。それを克服する事が第一の関門であります。外国の方々には所謂抵抗感なく会って会話出来るという事が1つの大きなポイントではないかと思っております。このA L T制度の導入以来その関門も徐々に突破出来ているのではないかというふうにも思っております。特にA L Tは保育所にも行って頂いております。保育所や小学校の幼い時代に簡単なゲームとか英会話をしてもらう事によって所謂小さい頃からの抵抗感を無くしていくという点で非常に役割を果たして頂いているかと思っております。所謂外国の方々とのコミュニケーションが取れる事が1つ大きなポイントではないか。そして土台を積み重ねていって国際理解の能力に発展していくという事が大きなポイントではないかと思っております。又中学校は特にA L Tの導入が多いのですが、外国の方と対話する事でよく言われるのですが所謂教科書英語から離れて本物の言語としての生きた英語に触れるという事で英語力の向上が図れるようになってきております。私も子供たちと修学旅行に数回行かせてもらったのですが、子供たちが外国の方々を見つけるとこちらの方から話しかけるようになりました。我々の頃とは考えられない状況ではあると思っております。そういった点で生徒が外国の方々から自

然に話しかけていく姿を見て、これがA L Tの大きな効果が上がっているのだというふうにも思っています。先程奥川議員さんからの質問にもありましたようにA L Tそれから地域の方々の活力を頂いてそういうふうな三者をとりまぜまして学校の英語教育の充実に邁進していくつもりですので今後共よろしく。以上です。

議長(小林一則君) 3番 山本静一君

3番(山本静一君) 町民運動会でしたか中学校のクラスでクラス名を普通エイビシーと発音するのですけれどもエイビシーダーと3年ダー組とかいう発音をしておりまして私が中学時代に新しい英語の先生が来まして「君達は英語を習っているのだよ。その為にエイビシーディーの発音位正確にきなさい」という事でそれからエイビシーダーではなくてエイビシーディーと発音したと思う。BとDは若い子供たちは理解出来ると思う。まずそれさえ初歩の初歩だと思う。そして日本人で一番難しいのはLとRの発音。例えば同じ日本語でロングと言いましても長いロングと間違いのロングがございますしグラスでも草のグラスもありますしコップのグラスもあります。これもLとRの発音だと思う。そしてまたサードとかTHの発音だと思うのですが先程教育長が言われたように生きた英語の発音です。やはり自分の意志が通じて向こうの事が分かると子供たちはおもしろいし楽しい。そういう事が必要だと思いますのでやはり日本人の不得意な発音LR、THを徹底的に繰り返し繰り返し練習しないとなかなか会得出来ないと思う。横綱朝青龍、歌手のジェロもぺらぺらと日本語をしゃべるとするのはそういう環境におかれている状況ですからしゃべれる。やはり教科書の英語でなしに生きた英語を学ぶ時間をもう少し大きく作って頂く必要があるのではないかと思います。それからこれにつきましては玉城町としての学習指導プログラムとかはあるのですか。

議長(小林一則君) 教育長 山口典郎君

教育長(山口典郎君) 先程奥川議員さんからの質問の所でもあったのですが新学習指導要領は23年実施です。来年度から所謂移行措置という形に入りまして前倒しで試験的にこの2年間小学校で英語教育を何時間かしても良い。23年度には週1時間していこうというふうに新学習指導要領ではなっています。その点から先程話しもありましたけれども学校によって自分の所は数学で力をつけていきたいという所もあります。それから英語に力を入れていきたいという学校もあります。それぞれの学校の特色を生かした教育をどのようにやっていくかという事は特色ある学校づくりという点であります。そういう点で23年度から一律にカリキュラムが設定されておりますけれども今の所、それぞれの学校の特色を生かした工夫ある教育づくりをしてもらい

たいと思っておりますので、まず今の所23年度に向けて自分所の学校でどういう事が出来るかという事を試行的にやってもらうという事で、こちらからの大きな足かせの所謂カリキュラム作りはしておりません。各学校でのカリキュラム作りにはまず任せていきたいと思っております。以上です。

議長(小林一則君)3番 山本静一君

3番(山本静一君) 教育長がおっしゃったのは小学校の場合ですね。中学校の場合は学習指導の計画とかプログラムはあるのですか。

議長(小林一則君) 教育長 山口典郎君

教育長(山口典郎君) これにつきましては学習指導要領が大元になりますのでそれを基に各学校で所謂カリキュラム作りをしております。そしてそれを昨年度からは子供たちだけではなく、保護者の方々にも1年間こういうふうな事で授業をやっていくという事を説明するという形を取らせて頂いております。以上です。

議長(小林一則君)3番 山本静一君

3番(山本静一君) 先程のお答えで指導要領とおっしゃいましたね。指導要領ですと教科書による指導要領ですか。それとも別に先程言われた生きた英語の発音重視の教科書を除いた指導要領があるのですか。

議長(小林一則君) 教育長 山口典郎君

教育長(山口典郎君) 学習指導要領というのは各学校におけるこういうふうな所に重点をおいて英語教育ならコミュニケーション能力を培いましょうというふうな事が細かく書いてある物です。それを基に教科書が作られておまして先生方は教科書を基に所謂学習指導要領を見ながら日々の授業のカリキュラムを作っていく形です。先程言わせてもらった年間のカリキュラムを保護者や子供たちに提示するというのは出来上がった物を見せて提示をしていくのが今年からの取り組み方向です。以上です。

議長(小林一則君)3番 山本静一君

3番(山本静一君) 今後小学校の英語教育の場合にもそれを作成して頂き又中学校の場合にも効率のある教育内容をお願いしたいと思います。はなはだ失礼かもしれませんが英語の先生は玉城に6名見えます。その先生によっても温度差があります。熱心な先生の場合は読売新聞主催の英語弁論大会も積極的に指導しているという事も聞いておりますし、そういう指導は子供には大きな思い出にもなるかと思っておりますので、そういう方向づけも是非共お願いしたいと思いますし残念なのは6名も見えてダーと発音するのが大いに残念だと私は思っております。以上私の質問を終わらせて頂きます。

議長(小林一則君) 以上で3番 山本静一君の質問は終わりました。

ここで10分間休憩します。

(午後 2時 5分 休憩)

(午後 2時15分 再開)

議長(小林一則君) 再開致します。休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に7番 小林豊君の質問を許します。7番 小林豊君

7番(小林豊君) 只今議長のお許しを得ましたので通告に従いまして質問させていただきます。質問事項は環境対策事業について、任期最終年度に向けての意気込みについての2点でございます。よろしくお願ひします。

100年に1度とも言われる歴史的な金融危機の中、今年1月20日にアメリカ合衆国ではバラク・オバマ氏が大統領に就任されました。オバマ大統領の就任演説の中でも太陽、風や土壌を利用して自動車を動かし工場を動かすといった文言がありグリーンニューデイル政策と言われている環境や新エネルギーの推進について政策が打ち出されています。又地球温暖化対策の一環としてCO₂削減等今環境対策が全世界的にも注目されています。そんな中、当町に目を向けて見ますと昨年11月から実施されたレジ袋有料化削減に伴うマイバック推進運動、一般住宅に太陽光発電設置に伴う補助事業等ソフト事業的なものは見受けられます。又本年度は文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省が連係協力して環境に配慮した学校施設のモデル的整備を推進しているエコプロ事業の1つであるエコスクールパイロットモデル事業の取組みは小学校2校でございましたが実際公共施設への太陽光発電設置等ハード事業の検討実施等はタイムの状態であります。事務局を通じて資料を提供しております経済産業省管轄での独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構の補助事業である新エネルギー導入促進事業あるいは本年度実施されたエコスクールパイロットモデル事業の活用又経済産業省資源エネルギー庁が推進する環境を損なわず資金が無くても省エネが出来るエスコ等環境対策事業導入のお考えはないかお尋ねいたします。

議長(小林一則君) 7番 小林豊君の答弁に質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 小林議員から環境対策についてのお尋ねを頂いております。地球温暖化対策という事で世界的にこの取組を進めていかなければならない時代であります。今から12年程前ですが平成9年に京都で採択されました京都議定書が平成17年2月に発効いたしました。そして日本は平成20年から平成24までに温室効果ガスの排出量を平成2年に比較し6%削減する事が義務づけをされております。さらに今お話のオバマ大統領が就任さ

れてグリーンニューデール政策をあるいは新しい環境産業を興していく事によって、この経済危機を乗り切っていくという動きのある事はご承知の通りでございます。町としてこれまで環境にも取り組んでまいりました。ソフトの事業等が多いわけでございますけれども特にISO14001はこの近隣でも進んで取組させて頂いてきたわけですし、さらにクリーンエネルギー車としてのハイブリット車を公用車として導入したりあるいはそれぞれ環境教育といたしまして県の事業あるいは特に町内の大企業からのアドバイスを頂いて教材の提供を受けて子供たちが使用する電気、水道、ガス等の使用量を記録し環境についての意識を持って頂くという取組みを町内の外城田小学校、有田小学校あるいは平成20年度には田丸小学校という形での授業展開を進めさせて頂いているところでございます。そういうところでございまして特に今後は地球温暖化対策実行計画というものも策定をしていきたいと、こんなふうに考えている次第であります。それと県と市町で作っております県と市町の関係作り協議会、それぞれの自治体が抱える課題、問題についてどう共同で解決していくのかというふうなそれぞれテーマ毎に掲げている会議がございます。その中にも平成21年度の新しいテーマとしてこの環境問題を挙げておりまして1年をかけて取り組んでいくという事にしております。ネドの事でございますけれどもこの事につきましてもネドが推進いたします新エネルギー等導入促進事業に関連いたしまして県と町とでバイオマスエネルギーの活用に関しての研究を始めているところであります。さらに新しいエネルギーの活用を一層促進するように他の分野にわたっても検討進めてまいりたいと思っております。又それぞれの学校等取組がございますので具体的な内容を教育委員会の方からも答弁いたさせますのでよろしくお願い致します。

議長(小林一則君) 教育長 山口典郎君

教育長(山口典郎君) エコスクールの取組についてお答え申し上げます。学校教育において環境教育は非常に大切な教育の1つというふうに考えております。文部科学省が平成9年度から推し進めておりますエコスクールですけれどもエコスクールは環境に配慮した学校施設を作っていくというものでありますけれどもいわゆる授業の推進の方向性には3つの視点があります。1つは先程言いましたように施設面です。これは学校施設をハードの面から環境に配慮したものにしていくという取組みです。2つ目は運営面です。これは施設の運用を環境に配慮しながらも使用していくという活動であります。それから3つ目は教育面です。これは施設を環境教育に活用していく。この3つの点がエコスクールには大事ではないかというふうに思っております。いわゆる施設を作る事だけがエコスクールではありません。教育という事を考

えるとそれを活用した、先程の運営面とか教育面が非常に大事になってくるのではないかと考えております。玉城町の各学校でも環境教育に積極的に取り組んでいるのですが玉城中学校の生徒会が主催しましたEMでお堀をきれいにする運動というのが1つのきっかけとなっております。それを契機に各小学校でもEM石鹸づくりとか外城田川をきれいにしようという運動が今年も行われました。平成20年6月の補正予算ですけれども小学校費の緑化推進運動の原材料費を6万3千円計上して議会でもお認め頂きました。この予算は学校に緑のカーテンを設置するもので校舎の日差しが強い所にゴーヤとか朝顔を育てて日除けにするという取組みを有田小学校と、下外城田小学校の児童に取り組んでもらいました。効果も非常に上がり子供たちもゴーヤとか朝顔を育てるのを非常に喜んで積極的に取り組んでくれました。こういうふうな環境教育の一環として省エネルギーを学んだわけですが、先程町長からの話にありましたように各町内の3小学校ではキッズISO14000プログラムに取り組んで各家庭で自分達のゴミそれから電気、ガス、水道の量を制限していくという取組みで毎日そういうゴミをチェックしたりすることによって環境に配慮した自分達の生活はどのようなかということを考え直す機会にしてもらいました。こういった点から玉城の各学校においては、環境教育を推進してまいっておりますので今後共環境教育を大事にした学校づくりも1つの大きなポイントになるのではないかとこのように考え、推進してまいりたいと思っております。

議長(小林一則君)7番 小林豊君

7番(小林豊君) 私が提言した各種事業は多くの地方公共団体においても既に実施されております。ネドの事業については公募という事で狭き門とも聞きます。エスコについても機械装置の耐用年数がいかなものかというような声もありますが、先っきも申し上げました通り既に実施している地方公共団体があるのですから情報化時代の世の中、各種データ等入手頂きご検討頂きたいと思えます。教育分野におかれましても環境対策について子供の頃から考え取り組むといった情操教育を心がける上においても、環境対策授業を積極的に取り入れて頂きたいと思えます。人類が進化すると共に文明が発達し生活の利便性を追求するがゆえに、自然環境を破壊してきた付けがまさしく現代社会ではないでしょうか。現在整備中の下水道事業だけでなく環境対策に一步も二歩も抜き出た時代の先駆者の町を目指して頂く事を期待しまして次の質問に移らせて頂きます。

町長が就任されて早いもので3年が経過しようとしております。いよいよ次年度平成21年度が任期最終年度となります。しかしながら世界的な経済危機のあおりを受け本義会に提案されている平成21年度予算は法人税収入

が大幅な落ち込みとなっております。又国の交付金、補助金等財政措置も果たして思うように期待出来るかどうかといった経済状況。先行き不透明な中最終年度に突入します。先日の提案説明の施政方針の中でも触れられてもいますが第5次総合計画策定の年度でもありますので町長が思い描く町の将来像、こういった町にしていきたい、そうするにはこういった事が必要だといった町長ご自身のお考えを聞かせて頂きたい。又私なりに町長就任から今日までを振り返ってみますと全町長から引き継ぐ政策の遂行は勿論のこと、子育て支援、下水道それに伴う道路関係の整備又町長ご自身が得意分野である歴史文化に関わるイベント等堅実に町政を進められてこられました。これもひとえに町長のお人柄がにじみ出ているように思います。しかしながら反面若干の物足りなさを感じるのは私だけでしょうか。この事も踏まえ最終年度に向けての意気込みをお聞かせください。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 最終の年度に向かったの意気込みという事でのご質問を頂いております。平成18年4月に町民の皆さん方大勢の方のご支援を賜りまして就任させて頂きまして早や3年が経過いたしました。公約として掲げておりました事の一つひとつ議員の皆さん方のご理解を頂いて実行させて頂いていると思っております厚くお礼を申し上げる次第でありますけれども、まだまだ道半ばであり、さらにその努力をしていかなければならないというふうに考えている次第であります。又こうして日頃からご支援ご理解を頂いている事に感謝申し上げます。特にご承知のように玉城は平成の大合併では合併せず単独を決定したわけでありました。そして現在に至っているわけでありまして。全国各地で平成の合併によっていろんな問題も生じてきているのは事実でございます、住民の皆さん方のご理解で自主自立の町づくりを進めさせて頂いているわけでありまして、今後も行政のしっかりとした基盤づくり、あるいは又心の豊かさあるいは温かさのある町づくりに取り組んでいかなければならないと考えているわけでありまして、微力ではありますが精一杯努力をして参りたいと思っておりますので一層のご支援を賜りたいと思うわけです。そこでお聞き頂いております安心して暮らせる町づくりそして活力のある町づくりを政策推進の2つの柱として掲げさせて頂いております施策を進めさせて頂いているわけです。まだまだ十分にそれが進んでいると言えないわけですが大変厳しい経済状況もあるわけですが、やはり住民の皆さん方の声は福祉あるいは教育あるいは子育て、そして暮らしの安全あるいは雇用の確保とこういう事だと認識しているわけでありまして、さらに安心の暮らしそして町の活力をつけていく。安心の暮らしの為に町の財源の確保がどうしても必要でありますから、活力をつけていく

取組が重要だというふうに思っている次第であります。町としての足腰を一層強くしていかなければならないわけでありまして、こうした世界の経済危機の中でもう一度先人が築いて頂きました玉城町の良さ、素晴らしい農地、この第1次産業を生かしたところの産業振興、あるいは今前段にご質問頂きましたような環境あるいは福祉そうした分野での産業振興策が何か考えられないか。当然大企業が立地して頂いているという事は、大変有利な条件ではありますけれどもやはり住民の皆さん方あるいは中小企業の皆さんあるいは第1次産業に関わる皆さん方の力をさらに発揮して頂いて、町の産業振興に繋げていくような、そういう研究会も立ち上げていかなければならないというふうに思っている次第であります。いろんな現状の厳しさを充分承知しながら更に将来の町づくりがいかにあるべきか考えて参りたいと、こんなふうに思っているわけでありまして。昨今若い方々の就職不安があるわけですね。素晴らしい教育の元で若者が育ってくれる。出来る事ならば若者がこの町に残ってくれる。そういう町づくりを進めたいと考えている次第です。厳しい時代これといった特効薬というふうなものは見つかりにくいものですし、どの町にも通用するという施策はなかなか無いわけでありまして。町として持続可能なさらに発展を遂げていく玉城町づくりに邁進したいと思っている次第でございますので、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

議長(小林一則君) 7番 小林豊君

7番(小林豊君) 人間1人1人の能力というのは非常に限られたものだと思います。又町長お1人の能力にも限りがあると思います。しかしながら町長には副町長を始めとする有能なスタッフがいます。このスタッフの能力を十二分に発揮させるのも町長の手腕の見せ所だと思います。こういった事も加味し町政全般の施策を進める中で重箱の隅をつつつくような細かい事に動じず、でんと構える姿勢を崩す事無く残りの1年ラストスパートをかけて頂き未来への架け橋となる最終年度となるようご期待申し上げ、質問を終わらせて頂きます。有り難うございました。

議長(小林一則君) 以上で7番 小林豊君の質問は終わりました。

次に11番 野口繁君の質問を許します。11番 野口繁君

11番(野口繁君) 只今議長の方からお許しを頂きましたので町政一般に関する質問をさせて頂きます。まず第1に宮川への架橋について。2番目に新田町地区の旧区画整理地内の道路等整備について。そして3番目に仮称地域コミュニティ活動助成事業について。これは各字へ交付されております交付金をカットしての事業という事でございますけれども3点について質問さ

せて頂きます。

まず第1でございますけれども新聞紙上にこの宮川の架橋の問題が生まれ私の方へもう明日にも出来るのかという事で、たくさんの問い合わせがあったわけでございます。私がこの度会橋からサニード道路向こうの道路の間にもう1つ橋を架けてと言ってから早や20年が過ぎたわけでございます。先だって協議会で、3案を出されたわけでございますけれども、ここで町民の方々にも分かって頂く為に、そして貰いました地図ではどこでどうなるか検討が付きませんので、これを拡大いたしましてここに図面を作らせてもらいました。分かるように着色して作らせてもらいました。まずこれ第1案につきましては中須の所から対岸へ通ずる橋、そして第2案は昼田から大倉の方へ行って県道を渡る線、第3はもう少し行って度会橋へ向いて行く線で相手方の伊勢市では既に万亀会館からずっと出来ている。そして又旧厚生年金会館の方へ行く道路が既に完了している。拡大して初めて分かったわけございまして1月28日の新聞に『伊勢市は27日市議会産業建設委員協議会で同市と玉城町を結ぶ新たな橋を宮川に架ける為、協議を関係機関と進める意向を示した』という記事が出ていました。その中におきまして『サニード道路中間で同市佐八町の県道伊勢南島線右岸と玉城町町道岡出昼田線左岸を結ぶルートを最適な候補地とした』というような事で伊勢市ではそういうふうにされたと思うのですが、私達協議会におきましては課長の方からこういう図面を頂き、質問する機会がなかったのでここであらためて質問させて頂くわけでございます。そこで順序といたしましてこの3案に付きましてどのようにして制定されたのかをまずお聞かせ願いたいと思います。よろしく願います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 宮川への架橋についてのご質問を頂いております。既に議員の方からございましたように先般2月16日に総務産業常任委員会の方へもこの内容をお話申し上げた機会もあつたわけでありまして。経過については町の将来に向けてサニード道路から度会橋の間、橋が無いということから長年何とか対岸に接続する新しい架橋を考えていこうという動きがあつて、時間だけを費やしていたという事でありまして昨年度平成20年度予算でもこの調査費をお認め頂いて、そして年末には小林議長にもお世話になつて伊勢の市長、議長にも面談申し入れをしてきたという事でありました。そんな中で具体的な内容につきまして担当課長から補足をいたさせますけれども、まず架橋の位置について、もう決定されたのかというご質問でございますけれどもまだ決定を正式にしたという事ではありまして、宮川左岸右岸それぞれの道路状況を検討した結果、昼田地内が有力な候補地という事にしたと

いうことであります。そして今後いろんな問題点等整備して検討していくという状況になってございます。第1点の質問に対しましてお答えを私の方から申し上げさせて頂きました。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 議長と町長が出席して伊勢の方で決定されたのではなかろうかと思うのですが、私も現地がどうなっているのかという事も整理したわけでございますけれども特に1番目の中須から対岸の大倉の万亀会館に入る道路は良いわけですが中須からだいたい200から300m下流はぐりぐり県道が曲がっていて交通事故が絶えない現場と、そして中須の方々の出入り口が3本あるという事で非常に危険です。それでやはり昼田線につきましては相手方の対岸では丁度宮川が増水した時に礎石が作ってあるわけですが、それからだいたい30m位先に到着するのではなかろうか。小さいですが写真を撮ったわけですが相手方は丁度藪があって、それから県道までも荒れ地で1番道路がやりやすい。それから万亀会館に通ずる道路につきまして西側は民家が無いという事で県道拡幅に最適の場所ではなかろうか。そういう計画をしてもらえば黄色い路線で作りました道路が1番最適かという感じがしております。又その向こうへ行きますと旧厚生年金会館へ通ずる道路でございますけれども玉城町の方が利用されるのは庁舎とか内宮、志摩へ行くには昼田線が1番妥当な線で優位な感じがしました。出来るものなら私個人でございますが1番良いのではないかというようなことで右岸に立派な道路が出来ているのですが国土交通省へ邪魔しましたところが左岸の県道も幅が7mでございます。右岸の方も7mと同じ幅の道路で右岸にしている緊急対策事業を見て道路を利用出来ないかと言ったら事業目的が違うので、治水の為の堤防築造の為に10.5キ口あたりをするということでしたなかなか難しいから県道に取り付けるのが1番妥当かという事でありました。それでまた中須の方から行きますと向こうの上水道から300m下になってそこには水管橋をくぐる為に下をくぐっているらしいので相当難しいという事で昼田線が1番妥当かという気がいたします。これから何年先になるか分かりませんが恐らく5年やそこらでは実現しないわけでございますのでそういう方向で私としては取り組んで欲しいという気がいたしますので質問させて頂きます。それに関しまして、都市計画路線の見直しという事が発生するかと思っておりますけれども先だって20年2月に都市計画の審議委員会がありましてその中で諮問第1号としまして伊勢都市計画道路の変更、玉城町決定についてという議題があったわけでございます。その時に国鉄の道路敷きの議題でございましたが、その時の構造で地表式(平面)の区間における鉄道等との交差の構造の中、JR参宮線と立体交差というような事で玉城町として決定して2車線に

したいのだと審議会にかけられたわけでございます。今後架橋の問題につきまして岡出から昼田へ行く線で大きな伊勢との環状道路を、都市計画審議会等もあり又町として議会の皆さんにも相談した上で交差点を立体にするのか、平面にするのかという問題もあろうかと思うのですがファミリーマートの方から山へ抜ける道からずっと昼田へ抜ける道を都市計画道路に入れるのかどうか、その点につきましてお話を聞かせてもらいたいと思います。

議長(小林一則君) 建設産業課長 前田浩三君

建設産業課長(前田浩三君) 只今都市計画審議会のお話が出ました。これは昨年2月に開催されたと思っておりますけれどもこちらの都市計画審議会に変更の決定を頂きましたものにつきましては、現在都市計画決定がされています。その路線の要件が変わって参りました。車線数とか幅員というのが決定されておりません。現在計画されている路線につきまして車線数を加え又、計画の幅員を加えたという事でなんら新たに変更したという事ではございません。その点はよろしくお願ひいたしたいと思います。今後の事につきまして各関係機関と協議していく中で都市計画審議会、議会の方へもご相談が必要だと考えております。それにつきましては本年20年度から21年度2ケ年におきまして伊勢都市計画道路の見直し又総合道路網の検討といった事で現在作業中でございます。そういった案が21年度末には作成出来るものと思っておりますのでそれにつきましては又ご協議、ご審議を頂きたいというふうに思っております。以上です。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) そうなりますと仮に伊勢市との協議の上で都市計画路線の変更をしてきた場合に、県の認可が下りるまでにどれ位日にちがかかるのか、お聞かせ願ひたいと思います。

議長(小林一則君) 建設産業課長 前田浩三君

建設産業課長(前田浩三君) 申し訳ございませんが仮定的なお話というのはちょっと。将来の時間的なものがございますので私共の方でお答え出来る範囲を超えているかと思ひます。その件につきましては今後の動向を見て頂きたいと思ひます。以上です。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 今町民の皆さん方にはこの問題につきまして4、5年の間に出来るという感覚があるわけでございます。1つこの玉城町の新しい町づくりの為にこの架橋の問題について、早々に取り組んで頂きますようお願いしましてこの質問については終わります。

次に新田町地区の旧区画整理地内の道路整備についてでございますけれども、この区画整理につきましては地元の方から陳情書を頂いているわけでご

ざいまして19年12月21日に提案あった中に1つは都市計画道路佐田山新田線早期着工に関する請願書と、もう1件は新田町妙法寺地区都市区画整備事業中止に伴う区画整備予定地への道路整備に関する請願書。その中で主旨といたしましては区画整備事業が予定されていた土地の道路、耕作道を整備して頂きたいという2つの要望書が出たわけでございますけれども町としては区画整備地内におきまして、道路の改良計画は現在進んでいるのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

議長(小林一則君) 建設産業課長 前田浩三君

建設産業課長(前田浩三君) この件に関しましては平成19年12月に地元から請願が2件出されております。又20年3月には議会の方で採択を頂いております。その後8月に地元代表の方がこの耕作道整備案につきましては地元意見の取り纏め後、町の方へ要望書を提出頂くといった事で説明がございました。出来る限り早い時期にお願いしたいという事で私共の方からは昨年12月議会前には出来る事なら素案といったものをお示し頂きたいというお話をさせて頂いた経緯がございますが、地元の事情もありましてまだ現在のところそういった要望案というのが提出頂いておりません。そういった状況でございます。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) これは地元関係者からお聞かせ願ったわけですが参宮線の道路沿いからずっと栗野道の小さな踏切の所まで町が6mの道路をつけてあげるの23名の地権者の方の同意を貰って、空いた所へマンションを建てるというようなことで噂を聞いているわけですが、そういう事はないのですか。恐らく町へ向いて相談しない限りはそういう話は出てこないと思う。

議長(小林一則君) 建設産業課長 前田浩三君

建設産業課長(前田浩三君) 只今のお話は私共の方へも相談がございました。それは個人の方がマンション経営、賃貸をやってみえる業者さんへ土地利用のご相談をされているようでございます。そのものにつきまして先程申し上げました地元代表の方を中心に、そういった計画案が出来ないかという事で今地元調整がされていると聞いておりますけれども、そのものについてこういった形でというものは町の方へ正式なものは届いておりません。但し私共の方からお願いしておりますのは業者の手伝いではございません。地元の要望事項に対する町としての対応という事でお話を進めさせて頂いている。以上でございます。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) そうすると一部の地権者が言ってきたものを優先していくのか。前回出された請願書も区長が10名、地権者が5名だったわけでご

ざいまして、区全体的な総意としてこういう請願が出たわけでその中では都市計画路線を先にやってくれという要望であったと、私は思うわけでございますけれども業者がそういう事をして個人のマンションを建てる為に道路計画を町が手伝いするのか。今回の提案の中におきましても各業者が建てた団地の道路を町が管理するという事ですので、当然業者が建てるのならば自分の所で買収してそれを町へ向いて移管するのが筋ではないかと思うのですが、町長その点どうですか。

議長(小林一則君) 産業建設課長 前田浩三君

産業建設課長(前田浩三君) 先程も申し上げましたように1地権者が業者の方へ土地利用の考え方というのをご相談されているという事でございます。又業者については全体と言いますか新田町のごく一部を対象にそういった道路が出来れば土地利用が進むでしょうと言わばアドバイスをして頂いているという事でございます。その契約が成立したものでございませし道路も地元としての要望事項であれば、町としての対応というのが各集落させて頂いているように私思っております。先に申し上げましたように業者のお手伝いではないという事を充分事前に説明させて頂いておりますので、地権者それぞれが将来に向かっての土地利用で、その土地の提供分も含めて協議を地元でして頂く。それが区の総意という事であればご要望頂いた中で町としての対応を今後検討させて頂くという返事をさせて頂いております。これにつきましては区長さんもお見えになるわけですが、区長さんは歴年交代されるという事もございますので地権者の代表が立って頂くのか今後に向けての話し合いの継続がしやすいという事で、そういったお願いもさせて頂いております。以上です。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 変な噂を聞く訳です。事実その方から聞かせて頂いたのですけれども、その計画している業者が保育所を建ててくれて町は金が無いから町が借りるのだという話も聞くわけです。事実ですか。私は考えられない事でございますけれどもその点話はあったのですか。

議長(小林一則君) 暫時休憩します。

(建設産業課長説明する。)

議長(小林一則君) 再開します。11番 野口繁君

11番(野口繁君) 保育所に関するプロジェクトチームが先の先まで読まれてそういう案を出されたのかと私は驚いているわけございまして、でも分散化につきましては出来るだけ早くしてあげて欲しいわけですがいろいろ話が飛び交うわけございまして、全く我々全然知らない間に町は金がないからリースで借りるのだとかそんな話も聞かされているわけございまして

その点につきましては又いろいろお話をさせて頂きたいと思います。続きまして旧竹岸畜産工場の建設予定地の買収に関しまして、地主にいろいろと対応するよとということは何回となく話をさせて頂いたわけですが、どのようにして進んでいるのかをお聞かせ願いたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 旧竹岸の状況がその後どうなのかという事の前に只今の業者の方のお話とか噂話とかは私共一切お聞きいたしておりません。又議員としてもそういうお話につきましては、冷静に対応して頂きたいとこんなふうに思っています。それから旧竹岸畜産工場予定地の関係でございますけれどもご承知のように昭和49年に和解書が交わされてもう既に30数年が経過しているという事でありまして。町の過去のいろんなやりとりがありましたけれどもこれの解決に向けて努力していかなければならないという考え方を持ちまして直接関係の地権者の方へも話し合いをもっているわけでありましてけれども、なかなか単価設定の段階で難しい部分があるわけでございます。そんな中で現在までの交渉で最近の売買事例の提示をさせて頂くというふうな事の中では地権者の方の理解を得にくいという状況になっております。今後も更に折衝を重ねていかなければならないという事もあるわけでありましてけれども、具体的な前段の新田町の皆さん方からの妙法寺、佐田の新田町地区の区画整理事業が白紙になったその後の地元要望に対する道路整備計画という事が出てくれば、その整備の段階でも町として和解書の中で確保している30%の部分の所をからめての用地交渉等が進められるのではないかとこの事も考えながら、さらに交渉を進めていきたいと考えているところでございますのでよろしくお願い致します。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 和解書は昭和49年6月14日ないし50年1月25日に和解書なるものを決定して判を貰ったのですか。前回の質問の時にこの和解書は私は無効と思っていたのですが総務課長の方から弁護士か何か知りませんが、果たして有効かどうか。判断はどういうふうに解釈されているのですか。

議長(小林一則君) 総務課長 中郷徹君

総務課長(中郷徹君) 当時交わされた和解書の内容についてこれが有効かどうかという事につきましては、以前にお答えいたしておりますようにこの事については今なおもって有効であるという考え方に変わりございません。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) それはだれに指導してもらったのか。

議長(小林一則君) 総務課長 中郷徹君

総務課長(中郷徹君) 町村会を通じましての弁護士に法律相談をしております。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 商売人とか農業関係、改良区もそうでございますけれども契約書は一応5年で無効になると思うのです。民民のものにつきましては最高10年。こうなりますとこの和解書は全然通用しないと思う。ですから法を外れた範囲内での対処しか出来ないと思うので、やはり先程町長が言われたように公が優先するという事で、登記が旧地主さんの物になっているからにはなかなか難しい。この和解書自体無効です町長。私も勉強させて頂きました。改良区でございますけれども排水の許可を与えるには金を取ってなくても5年で契約が済んでいる。商売人もそうだという事で聞かされました。民民の問題については最高でも10年という事でございますので和解書なるものは全く無効でございますので、そういう観点から立って今後再検討する余地があるかと思っておりますので、そういう事も研究した上で我々議会に対しましてどういうふうに対処するかという相談もして欲しいと思う。いくら言っても玉城町負けですよ。法を除外した上でやはり相手さんをお願いするしかないわけですのでその点もよく考慮してもらいたいと思います。

続きまして地域のコミュニティー活性化事業でございますけれどもこれまでの各自治会へ交付頂きました金額の中25%をカットして活性化事業対策に事業した所へ支出するのだという事でお話を聞かせてもらったわけですが、議会へ提出されるにつきましては、要綱が必要かと思っておりますけれども要綱案は出来ているのかお聞かせ願いたいと思います。

議長(小林一則君) 総務課長 中郷徹君

総務課長(中郷徹君) まずその前のご質問の和解書が有効であるかどうかといった事についての見解をはっきりさせておきたいという事でお答えしておきたいと思っております。この和解書につきましてはこの内容は土地の売買契約を謳ったものではないという事がまずございます。そういった事でそうしたらこの和解書は何を目的にしているかと言いますと、所有権をこの和解書で取り決めているという事でございます。7割3割のそれぞれの所有権を取り決めているという事でございます。民法の売買契約の規程の時効は10年というふうな事で定められているものでございますが、これが議員おっしゃる時効の事ではないかと思っておりますが、売買契約を定めたものではございませんので、この時効の規程というのは適用されないという解釈で現在まで臨んできている。ですから和解書は今もって有効である。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 戻りますがそれでは最低の5年に期限が切れると思う。

よく調べてください。いろいろ判例等もあるわけですのでもう1回勉強してきてから報告してください。これ以上の事は言いません。

2点目に入りますが先だって1月27日に全員協議会で提出頂きました自治区等に関する地域活性化コミュニティー助成事業ですが先程も風口さんからコミュニティー事業につきましてご質問があったわけですが全く同じような事業に感じるわけですが、これまで自治区に交付してきた金を25%カットして利用した所に25%以内を補助するという事になります。20年度の交付金が少額の所があると思うので勉強して欲しい為に2番目にランク別に書いたのですが少額の所がどれ位あるのか、高額な自治区がどれ位あるのかお聞かせ願いたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 前段の見解の相違の部分につきましてはいろいろな法律の専門家相違という事につきまして、又具体的な内容を議員の方からも教えて頂ければというふうに思っている次第であります。何としても円満に解決していかなければならない問題だというふうに、認識している次第でありますのでよろしく願います。

それから地域活動の助成事業という事で具体的な内容を総務課長の方からお答えさせて頂きます。自治区交付金の在り方という事でこれはもう前々からいろんな町の補助金あるいは交付金の見直しという事のご意見を監査委員さん等から頂いているわけで、従来からやはりより有効な税のあるいは交付金の在り方というようなものを考えていく必要があるという事で一つひとつ進めさせて頂いているわけでありましてけれども、まず目的はやはりこの自治区の中の区民の皆さん方の繋がりをより強化していき、その事によってさらに地域を良くしていくというような事でもう1度再検討したいと思っている次第でございます。それをカットしていくという事ではございません。それぞれ今67の地域がありますけれども大変いろいろな熱心に取り組んで頂いているわけですから具体的にどういう事をされているのかという事を1度区の方からもその様子をお聞かせ頂いて、そしてさらに活用の在り方というようなものの考え方の整理をしなければならないという考え方でございます。それぞれいろんな事業で例えば地区の中で1、2回排水路掃除に地域の皆さん方が出て頂いてその為に交付金を活用頂いている。あるいは又いろんな祭りに活用頂いたりゴミの集積所等、集会所の維持管理等いろんな事に活用頂いているという事があると思いますのでそれらについて1度内容等お聞きしたいと思っておりますし、そしてさらに目的を申し上げましたように特に役人さん同士あるいは地域の住民の皆さん方同士がご相談頂く。何か住民の皆さん方の繋がりが希薄になってきている時代であると思っておりますの

で、そういう繋がりをさらに強くするような形の有効的な自治区交付金の活用について1度ご検討頂くきっかけとしたいという事をお願い申し上げているわけでございます。内容につきましては総務課長からも補足をいたさせます。

議長(小林一則君) 総務課長 中郷徹君

総務課長(中郷徹君) 平成20年度自治区交付金の支払い実績を自治区の数で5万円刻みでという事ですのでご報告申し上げます。5万円未満の自治区が2地区でございます。超えまして10万円までの所が36地区。超えまして15万円までが14。超えまして20万円までが10。超えまして25万円までが2。30万円未満が3。全部で67地区でございます。因みに最小の金額が4万3千120円。最高の金額が29万1千440円といった状況になっております。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 自治区の交付金は以前区長手当として出していたわけでご覧になって各字におきましてはそういう関心の元に行き、農事さん会計さん辺りもあるわけでありまして不足する所はプラスアルファを全部区が負担している。各地域で大いに頑張ってもらわないといけない。区長手当が足りない区でお茶とかは支給していたわけですが、なんら活動が変わらないのに25%カットしたら小さな字だったら全然出来ないと思う。大きな字の場合はある程度ゆとりがある。自治区の会長さんは伊勢と玉城とは全然桁が違う。自治区の会長さんが広報の配達員を頼んでいるとかそんな事も出来るゆとりのある自治会でございますけれども、玉城の場合は本当に小さい自治会でございます。25%カットしては筋が通らないと私は思う。活性化されるならもう少し上乗せをした金額でさせるべきではなかろうかと思うのですが、その点につきましてもう1回見直す余地があるのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) カットするという考え方は持っておりません。むしろ先程申し上げましたように、いろんな取組が既になされておられるわけですからその内容を聞き取りさせて頂いて、それぞれの自治区でさらにどう地域興しをしていくか。今回『美し国・三重』とあわせて地域興しの玉城町の予算というものも100万円の町費を計上させて頂いているわけでありまして申し上げておりますように、住民の皆さん方が主体的に地域づくりに関わって頂かなければならない時代になってきておりますので、場合によりましてはこの予算をさらに増額させて頂くという事も、起こってくるのではないかと考えている次第です。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 21年予算の中にこういう事業を盛り込んでいる。何も決めないで議会へ提案しそれを議会が認める事自体がおかしいのではなからうかと思うので、質疑までにある程度の骨子を決めて堂々と答弁出来るような態勢を取って欲しいと思います。よろしいですか。どうですか。

議長(小林一則君) 総務課長 中郷徹君

総務課長(中郷徹君) 先程からご質問の中で区長手当という表現で出ております。これは前からも申し上げていた事ですが自治区の活動の為の助成金といった形で区に対してお支払いするというものでございまして、これとは別に諸事務取扱手数料を交付させて頂いているといった事がございます。ですから諸事務取扱手数料につきましては減額して他の部分にという事については現在そういった考え方は持ち合わせておりませんし、それぞれの自治区におきまして自治区個別の活動がより活発に行って頂ければという形で今回の事につきましてご提案申し上げているといった事でございます。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 参考までに聞かせて欲しいのですが世帯を持って玉城町に籍を置かれている。自治区へ入ってもらっていない方の広報の扱いはどうなっているのか。例えば栄町はたくさん入ってもらっていると思うのですが全員が栄町に入っているのかどうか。そういう方の対象はどういうふうにするのか。細かい事で悪いのですが。

議長(小林一則君) 総務課長 中郷徹君

総務課長(中郷徹君) まず広報の配布の方法についてでございますが、区入りを頂いていない方につきましては町の配達員が直接お届けしています。尚区入りされていない方の軒数につきましては自治区交付金並びに諸事務取扱手数料の算定に入っておりません。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 初めての事業ですので紆余曲折するかもしれませんが様子を見て増額という事も考えて。各区で一生懸命になってもらわなければ町も動かないわけでございますのでその点町長考慮してもらいたい。もう1度ご答弁お願いします。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 大変厳しい時代を迎えておりまして住民の皆さん方も自分達で出来る事は自分達でやっというふうな事でご理解頂いて、かなりの取組が玉城町の場合広がってきていると私は現状思っております。勿論町としてさせて頂くという事になりますと当然費用がかかるという事になるわけでありまして、そうでなくて自分達でやる所は自分達でやっというふうな事

いう事によって経費の節減に繋がる。地域の皆さん方の連帯感も生まれていくという事でなくてはならないと思っている次第でありますけれども、やはりこれからの地域づくりはまさに行政の部分におきましても人に対する人作り、人に対する支援というふうなものが非常に大切であると思っておりますので、場合によりましては申し上げておりますようにこの活動に対してのいろんな良いきっかけを通じて改めて集落の中で相談をかけて頂く事で、また新しい考え方も提案して頂けるのではないかと考えている次第です。いろいろこの事については県下、あるいは全国的にも自治体で取組もしておりますけれども玉城町なりの在り方というふうなものを持ち考えていく必要があると思っておりますし、スタートの時点ではいろんな厳しい形の取り扱いを申し上げてそれがうまくいくとは思っておりませんので、絶えず地域の代表の皆さん方と情報交換、話し合いをしながらスムーズにこの取組が出来ますようにこんなふうに思っている次第です。よろしく申し上げます。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 以上で質問をおわります。

議長(小林一則君) 以上で11番 野口繁君の質問は終わりました。

これにて本日の日程はすべて終了致しました。来たる10日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行いますから定刻までにご参集願います。

本日は、これを以って散会致します。

(午後 3時31分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

玉城町議会議長

玉城町議会議員

玉城町議会議員